

総務教育常任委員会資料

(平成26年11月27日)

〔件名〕

- ・ 第1回政策戦略会議の開催について 【企画課】・・・1
- ・ 県・市町村行政懇談会の開催について 【企画課】・・・4
- ・ 鳥取県県政顧問の委嘱について 【企画課】・・・20
- ・ 兵庫・鳥取両県知事会議の開催について 【企画課】・・・21
- ・ 平成26年度中国地方知事会第2回知事会議等について 【企画課】・・・22
- ・ 第50回関西広域連合委員会について 【企画課】・・・49
- ・ 第96回近畿ブロック知事会議について 【企画課】・・・57
- ・ 全国知事会議について 【企画課】・・・58
- ・ 鳥取・広島両県知事会議の開催について 【企画課】・・・84
- ・ 県政参画電子アンケート報償品（図書カード）の二重送付について 【県民課】・・・85
- ・ 「とっとり県民の日」に係る取組実績及び県政参画電子アンケート等の調査結果について 【鳥取力創造課】・・・86

未来づくり推進局



第1回政策戦略会議の開催について

平成26年11月27日
企 画 課

平成27年度当初予算編成に係る第1回政策戦略会議を下記のとおり開催し、今後の取組方針や検討すべき事項等について議論しました。今後、地方創生を念頭に置いた事業の練り上げを進めていきます。

記

1 政策戦略会議の概要

- ・新たな政策課題に果敢にチャレンジしていくことを目的に、平成22年度より幹部主導による政策議論をもとに施策化検討を進める「鳥取県発」の予算編成システムを導入。
- ・施策検討に当たっては、プロジェクトチーム等による検討のほか、県民・団体等との意見交換など、県民とともに施策立案を行う。
- ・幹部による政策議論を踏まえた予算要求作業と知事による一発査定を行い、作成資料の厳選や無用な聞取の排除により、予算要求作業の簡略化・省力化を図る。

2 第1回会議の開催概要

(1) 会議日程等

- ア 日 時 10月17日(金) 午前10時から午前11時10分まで
イ 場 所 県庁第4応接室(本庁舎3階)
ウ 出席者 知事、副知事、統轄監、各部局長ほか

(2) 議事概要

来年度当初予算は骨格予算編成となるものの、地方創生に係る施策や経済対策等については機動的かつ切れ目なく実施する方針を確認するとともに、当初予算編成に向けた重点検討テーマ(たたき台)をもとに、具体的な政策アイデアなどについて意見交換を実施しました。

<重点検討テーマ事項(たたき台)> ※別紙資料参照

- 人口減少対策
- 雇用・経済対策
- 大交流時代創造
- 魅力ある地域づくり
- 共に生き・輝く地域
- 安心の社会[安全・安心・健康]
- パートナー県政

<今後検討に当たる上での主な観点>

[人口減少対策]

- ・出会いから結婚、出産、子育て、雇用と切れ目のない施策の打ち出し

[雇用・経済対策]

- ・建設、福祉など人材不足の分野におけるマッチングや農林水産業分野の後継者問題への対応
- ・女性、若者への起業支援

[大交流時代創造]

- ・イスラム圏を含む外国人観光客の呼び込み
- ・季節に応じた効果的な情報発信による観光客の増加対策

[共に生き・輝く地域]

- ・高齢者の健康づくりや高齢者の活躍につながる施策

[安心の社会]

- ・より強力な危険ドラッグ対策や防災対策による安全・安心の確保

[パートナー県政]

- ・市町村やNPOをはじめとする民間団体等の連携

3 今後の予定

- 11月上旬～ 統轄監をトップとする政策戦略会議幹事会で議論
12月下旬 第2回会議を開催(重点検討テーマや政策戦略事業内容について議論)

平成27年度当初予算 政策戦略事業の検討

★ 「地方創生」を念頭に置いた施策立案

- 人口減少に歯止めをかける、地域活力を取り戻すという「地方創生」は、あらゆる施策検討において考えなければならない重要なテーマ
- 地方創生を鳥取県がリードするような、大胆・積極的な施策を提案

★ 機会を捉えた、県民・関係団体・市町村等との意見交換

- 県民、関係団体、市町村等との意見交換を積極的に実施し、県民の立場に立った施策立案

★ プロジェクトチーム等による施策立案

- これまでの議論・検討を基に、課題等の解決に向けた取り組み・方向性を踏まえ、施策を提案

平成27年度当初予算 政策戦略事業 当初予算編成日程案

★ 10月17日 第1回政策戦略会議（兼予算編成会議）

- 当初予算の重点検討事項

PTの詳細な取組内容・検討事項、国の動き、トレンド等、重点的に検討するテーマを提示

★ 10月中旬 ～12月 幹事会の開催

- PTで検討された政策戦略事業(案)の練り上げ
- 国の動きに対応した取り組み
- その他、県政推進上重要な施策 等

- 11月に未来づくり推進本部会議を開催
- 12月末に要求段階の事業の公開
- 必要に応じ知事と各部局の意見交換を実施

★ 12月 第2回政策戦略会議

★ 1月 当初予算 知事査定

平成27年度当初予算に向けた重点検討テーマ 事項一覧（たたき台）

《ねらい》

少子高齢化の急速な進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域が住みよい環境を創り、将来にわたって活力と潤いのある地域社会を維持・確保していく。

《人口減少対策》

- 移住者の増加に向けた展開
- 女性が輝き活躍するための社会
- 少子化対策の強化

《雇用・経済対策》

- 地域創生に向けた雇用拡大と県経済の活性化
- 雇用の拡大と質の向上
- 戦略的企業立地の推進
- 農林水産業の担い手の育成・確保
- 産地力の強化
- とっとりフードバレーの実現
- 林業・木材産業の成長産業化
- 持続的な水産業の確立

《大交流時代創造》

- 魅力ある観光資源を活用した観光客誘致
- 海外との観光交流拡大
- 「まんが王国とっとり」の飛躍
- 航路の利用拡大・利便性向上
- 交流拡大につながるインフラ整備

《魅力ある地域づくり》

- 中山間地域の活性化
- まちなかの活性化
- とっとりらしい地域資源を活かしたまちづくり
- スポーツによる元気な地域づくり
- 地域情報化の戦略的な推進
- 文化・芸術の振興
- 次期とっとり環境イニシアティブプランの策定と一層の推進
- とっとりグリーンウェイブの次の展開

《共に生き・輝く地域》

- 障がい者と共に生きる社会の創造
- 共生社会を目指す県民運動の展開
- 高齢者が活躍できる社会の構築
- 学力向上のための教育環境づくり
- 生きる力を育む教育環境づくり
- 安心して通学できる学校づくり
- 地域参画による学校運営の促進
- 子どものチャレンジ意欲の喚起
- ユニバーサルデザインなど人権施策の推進

《安心の社会（安全・安心・健康）》

- 健康づくり文化創造の展開
- 健康危機管理の強化
- 安全安心な医療提供体制の確立
- 県民と共に守る地域の安全・安心
- 事故・自然災害への備え
- 安心して暮らせる社会の実現

《パートナー県政》

- 県民との協働による地域づくり・県政の推進
- 県・市町村の新たな連携による行政サービス向上
- 高等教育機関との連携
- 戦略的な情報発信

県・市町村行政懇談会の開催について

平成 26 年 11 月 27 日
企 画 課

今後の「地方創生」に向けた取組に関し、市町村や県の施策、国において取組が必要な事項について意見交換を行うため、県・市町村行政懇談会を開催しました。その概要は、次のとおりです。

- 1 日 時 平成 26 年 11 月 12 日 (水) 15:30~16:55
- 2 場 所 県立図書館大研修室
- 3 出席者 (市町村) 各市町村長 (県) 知事、副知事、統轄監、各部局長 ほか
- 4 概 要

(1) 鳥取県独自の将来人口推計結果について

現在公表されている最新の値を用いて、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)推計と同様の方法で実施した鳥取県独自の推計を報告した。

<推計結果のポイント>

- 2040年の推計人口は約455千人となり、社人研推計に比べ約14千人、日本創成会議推計に比べ約36千人多い。
- 推計人口の増加要因は、社会減の縮小が約6割、出生率の上昇が約4割と推察される。

(2) 地方創生を推進していくための施策について

地方創生を推進していくための施策について、市町村と意見交換を実施した。

<主なやりとり>

○県版コンシェルジュについて

智頭町長) 自分の地域を守るために町が何かやりたいと思ったとき、県の窓口はどこになるのか。

知事) 市町村が相談しやすい体制づくりのため、国が進めている「コンシェルジュ」のような窓口について、鳥取県でも考えてみたい。

○産業振興に向けた取組について

日吉津村長) 「しごと」の部分はなかなか市町村では手がつけにくい。

倉吉市長) 「地方創生」は働く場を確保することが大事である。企業誘致だけでなく、トータルでの産業振興をする必要がある。市町村では人材・財源的に厳しいので、県でリードしてもらいたい。

八頭町長) 県は東・中・西のブロックごとにリーダーシップをとって企業誘致を進めてほしい。

知事) 我々としても、国に法人税優遇などの地方への分散策を重点的に働きかけている。県でも企業誘致の優遇策があり、中山間地を重点的に支援しているので活用していただきたい。

産業振興について、国が交付金をつくると言っているので、使いやすい仕組みにさせて、活用していくことが考えられる。国の交付金が使えないようであれば、県単独での支援策も考えていきたい。

○6次産業化について

大山町長) 6次産業化の取組をしていく中で、既存施設を活用する場合にも対応してもらえるような支援の仕組みをお願いしたい。

岩美町長) JAは東・中・西と大きい組織になったため本来の農業振興の姿勢が失われている。町村では6次産業化の人材が不十分なので、県の力を借りたい。

知事) 6次産業化について、なかなかうまくいっていないようだ。県内でまとまってやれる加工場がうまくできていない面もあるので、ある程度重点的に応援しないといけないと考えている。

町では6次産業化のための人材が足りないという話については、点検して、鳥取県としての6次産業化支援策のコーディネートを考えていきたい。

○地域おこし協力隊について

倉吉市長) 人口減少となるのは明らかであり、地域おこし協力隊など、外から来る人も取り入れながら、地域を支える人材を確保すべき。財政面を含め県に支援をお願いしたい。

日南町長) 地域おこし協力隊については、横のつながりがあまりない。移住者をうまく受け入れることでUターンも増えてきているので、呼び水に使っていきたい。

知事) 地域おこし協力隊については、市町村がうまく工夫して活用してもらう必要があるが、横の連携やノウハウづくりを広域的にやる必要があるのであれば、県でも事例集を作成するとか、横のネットワーク組織をつくるとか、考えてみたい。

○若者向けの居住支援について

日南町長) 空き家の修繕見積もりや日常品処分に対する支援など、「住」の面でも県の支援は大きい。

若桜町長) 20代、30代の意見を聞きとったところ、若者の住宅対策が重要。現在、2棟の住宅を整備し、入居者を募集中であり、町外からの申込みもある状況。これから少しずつ住宅対策を進めたい。

知事) 住宅支援については、進んできていると思う。大山や鹿野、日南など、斡旋がうまくいって人が入ってきているところがあり、全県的に展開していきたいと考えている。

○子育て支援について

湯梨浜町長) 県の保育料の無償化はいい制度だが、実施しようとするとう中山間・過疎地域だけしかできず、町内での平等性が保たれない。同じ湯梨浜町でも東郷、泊は人口減が進んでいる。人口減が進んでいる地域への施策をできれば考えていただきたい。

大山町長) 切れ目のない子育て支援には、特に産後ケア、助産師のネットワークが重要だが、小さい自治体だとできない。広域的に取り組むような形にできないか。

南部町副町長) 0歳、1歳など低年齢の保育ニーズが高い。2年くらいは親が子供を育てる社会となるべき。育児休業など労働と子育ての問題を検討することが必要と考える。

知事) 保育料無償化については一定の成果が出ている。ただ、次のステップとして、県で全部負担して全県で無料化することは体力的に不可能である。第3子以降に重点を置いて、全県に展開できないか、検討してみたい。

5 今後の進め方

- ・今年度中に県版の「将来人口ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略のラフスケッチ」を作成する予定
- ・来年度以降、具体の戦略・施策の練り上げを行い、秋頃までに県版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する予定

鳥取県独自の将来人口推計結果

平成26年11月12日
未来づくり推進局企画課

＜推計方法＞

現在公表されている最新の値を用いて、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）推計と同様の方法で推計を実施。

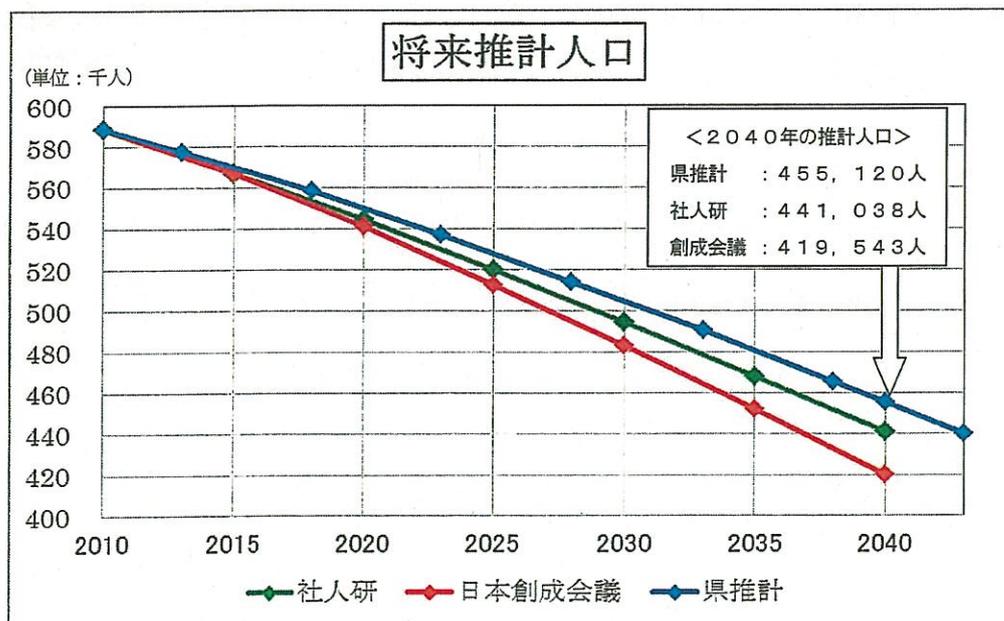
- ▶ 基準人口：2013年10月1日現在（鳥取県年齢別推計人口）
- ▶ 出生率：1.62（2013年における合計特殊出生率）が今後も続くと仮定
- ▶ 純移動率：直近の社会減のトレンドを反映

{
 移動の基準期間…直近5年間(2008～2013年) ←社人研は2005～2010年
 逓減方法…今後10年かけて移動率を約0.5倍に逓減し、その後一定（社人研と同様）

＜推計結果（ポイント）＞

- ▶ 2040年の推計人口は約455千人となり、社人研推計に比べ約14千人、日本創成会議推計に比べ約36千人多い。
⇒推計人口の増加要因は、社会減の縮小が約6割、出生率の上昇が約4割と推察される。
- ▶ 年齢3区分別推計人口は、全ての区分で社人研推計、日本創成会議推計を上回る。
- ▶ 若年女性人口は約40千人、減少率は日本創成会議推計（△46.9%）に比較し△37.4%と小さくなった。

区分	2010年	2013年	2040年			
			国立社会保障・人口問題研究所 (A)	日本創成会議 (B)	県推計 (C)	C-A
総人口	588,667人	577,642人	441,038人	419,543人	455,120人	+14,082人
年少人口(0～14歳)	78,063人	75,764人	46,180人	42,498人	50,285人	+4,105人
生産年齢人口(15～64歳)	355,471人	338,742人	226,391人	210,272人	233,063人	+6,672人
高齢人口(65歳以上)	155,133人	163,136人	168,467人	166,773人	171,772人	+3,305人
若年女性人口(20～39歳女性人口)	63,621人	57,461人	38,753人	33,789人	39,343人	+590人
若年女性減少率(対2010年比)	—	—	△39.1%	△46.9%	△37.4%	—
若年男性人口(20～39歳男性人口)	65,957人	60,241人	40,445人	34,840人	41,653人	+1,208人



<推計方法の概要>

1 推計手法

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）と同様、コーホート要因法を用いて、生残率と純移動率の仮定値により男女・5歳階級別に推計する。

なお、5歳未満については、出生率及び出生性比の仮定値を設定して推計する。

2 推計条件の概要

区分	国立社会保障・人口問題研究所（社人研）	日本創成会議	鳥取県
推計期間	30年間 (2010年～2040年、5年毎)		30年間 (2013年～2043年、5年毎。 2040年は他推計と比較するため 回帰分析により数値を算出)
基準人口	2010年 (国勢調査による2010年10月1日現在人口)		2013年 (鳥取県人口移動調査による2013年 10月1日現在人口)
生残率	都道府県別生命表から算出された2005～2010年の生残率と、社人研全国推計(出生中位・死亡中位)により算出された全国値との格差が2040年まで0.5倍となるよう仮定。		社人研推計と同じ。 (t年～t+5年の生残率をt+3年～t+8年の生残率として適用)
純移動率			
移動の基準期間	2005→2010年		2008→2013年
遞減方法	2010→2015:約0.707倍 2015→2020:約0.5倍 (その後は0.5倍に縮小した値を一定と仮定)	遞減なし(2005～2010年の全国の移動数が2040年まで変わらないと仮定)	2013→2018:約0.707倍 2018→2023:約0.5倍 (その後は0.5倍に縮小した値を一定と仮定)
出生に関する仮定	2010年の子ども女性比(0～4歳人口と15～49歳人口の比)について、全国と各市町村との格差が2040年まで一定と仮定。 (合計特殊出生率に換算した鳥取県適用値: 2010年1.57→2025年～1.48、その後一定)		合計特殊出生率が現在の水準(2013年:1.62)のまま2043年まで一定と仮定。
0～4歳性比	社人研全国推計により算出されている全国の2015年以降2040年までの0-4歳性比を各年次の仮定値として適用。		社人研推計と同じ。

【参考：用語説明】

コーホート要因法	各コーホート(同年に生まれた人々の集団)について、自然増減(出生と死亡)及び社会移動(転出入)の人口変動要因それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。
生残率	t年の年齢x～x+4歳の人口が、5年後のt+5年にx+5～x+9歳として生き残っている率。
純移動率	t年の年齢x～x+4歳の人口に関するt年→t+5年の5年間の純移動数(転出入超過数)を、期首(t年)人口で割った値
合計特殊出生率	1年間における15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値。
子ども女性比	t年の0-4歳男女の人口を同年の15-49歳女性人口で割った値。
0～4歳性比	t年における0-4歳女性人口100人あたりの0-4歳男性人口。

まち・ひと・しごと創生法案の概要

「まち・ひと・しごと創生」に関する担当課長
説明会（10月20日）配布資料

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の創出

基本理念（第2条）

①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備

②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保

③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備

⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出

⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効果的かつ効果的な行政運営の確保を図る

⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと
創生本部
（第11条～第20条）

本部長：
内閣総理大臣
副本部長（予定）：
内閣官房長官
地方創生担当大臣
本部長：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

まち・ひと・しごと
創生
総合戦略（閣議決定）
（第8条）

内容：まち・ひと・しごと
創生に関する目標や施策
に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、
客観的指標を設定

実施状況の
総合的な検証

都道府県まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（創生本部・総合戦略に関する規定は、公布日から1か月を超えない範囲内で政令で定める日）

地域再生法の一部を改正する法律案の概要

「まち・ひと・しごと創生」に関する担当課長
説明会 (10月20日) 配布資料

背景

「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦— (平成26年6月24日閣議決定)

- 各省庁が持つ各種の地域活性化関連施策を統合的に運用し、やる気のある地域に対して集中的に政策資源を投入し、政策効果を最大化
- 地域活性化関連の計画等との連携をワンストップで行い、地域にとってより使い勝手のよい新たな支援策を含め、各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する地域創生の仕組みを構築

<本件に関する連絡先>
内閣官房地域活性化統合事務局
(問い合わせ担当窓口)
TEL: 03-5510-2475



これまで1,690件の認定
(現在475件実施中)

I. 地域再生計画の作成

- ・現在の制度では対応できない隙間を埋めてほしい
- ・総合コンサル支援の継続

II. 地域再生計画の認定

- ・各省の計画をワンストップで運用してほしい

III. 認定地方公共団体への支援

- ・事業実施に当たって、どこかで総合的に調整してほしい

IV. 認定地方公共団体への支援

- ・予算など、もっと幅広い支援をしてほしい

1. 計画の作成フェーズ

○国に対する新たな支援措置等の提案制度を創設 (第4条の3)

○国に対し、支援措置の内容、法令解釈について確認 (第5条第11項～第14項)

2. 計画の申請・認定フェーズ

○認定手続・提出手続のワンストップ化

- ・地域再生計画の認定で他の計画も同時に発効 (第17条の5～第17条の7)

✓ 中心市街地活性化基本計画 (中心市街地活性化法)

✓ 構造改革特別区域計画 (構造改革特区法)

✓ 産業集積形成等基本計画 (企業立地促進法)

・地域再生計画と一括提出を可能に (第6条の2)

✓ 都市再生整備計画

✓ 地域公共交通網形成計画 等

3. 計画の実施フェーズ

○内閣総理大臣による事務の調整・勧告 (第10条の2)

中心市街地の賑わいを後押し

構造改革特区の規制緩和を同時に実現

企業誘致とインフラ整備を一体で推進

コンパクトシティや地域の公共交通等の地域再生施策を一緒に企画・立案

4. 新たな特別の措置

○農林水産業の振興のために6次産業化に係る施設等を整備する場合の農地転用許可の特例等 (第17条の2～第17条の4)

(例)
農畜産物の加工・販売施設等を整備し、農山漁村における雇用創出・所得確保

5. その他の改正

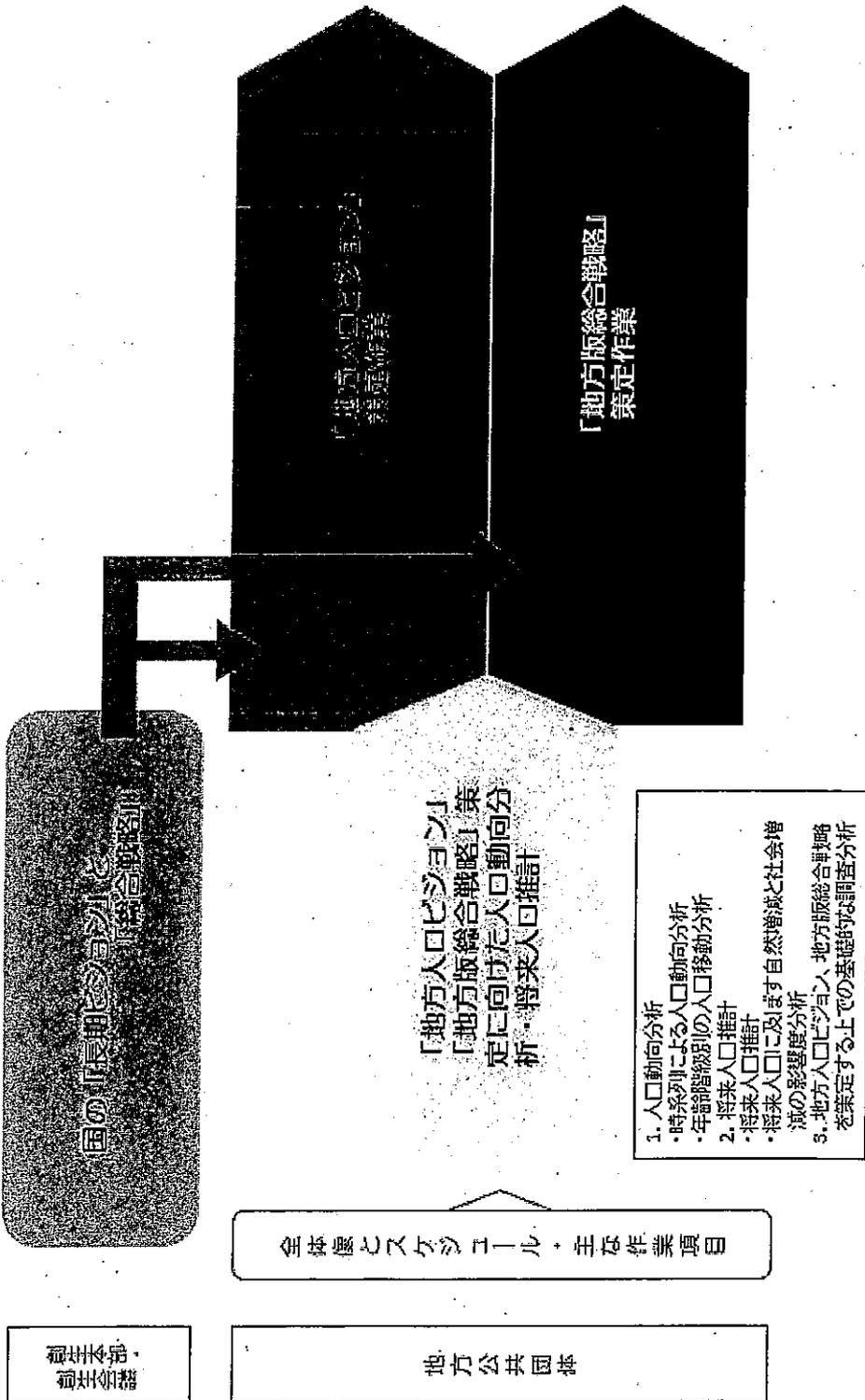
- ・地域産業資源の活用や医療・介護に関する施策との連携を明示 (第3条の2)
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構、(株)地域域経済活性化支援機構との連携を明示 (第3条の3)
- ・地方公共団体の要請に応じ国の職員を派遣 (第34・35条)
- ・地域活性化に関する施策をインターネットで一元的に情報公開 (第36条)

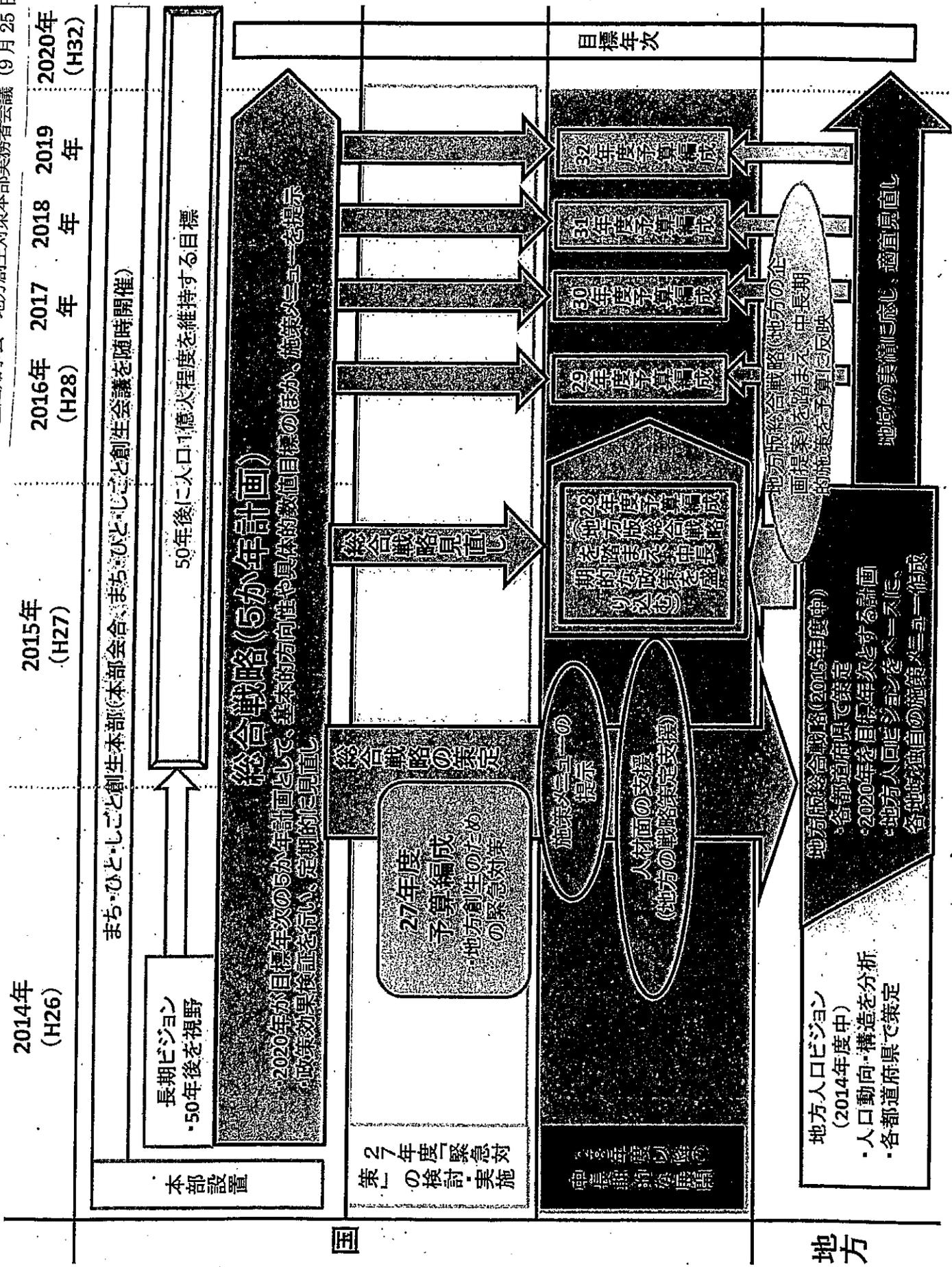
予算・税制措置

法改正とは別途
地域再生を推進するための
予算・税制について
要求・要望
(平成27年度概算要求)
(平成27年度税制改正要望)

「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定スケジュール

年	平成26年度 12月	平成27年度 3月	平成27年度 4月	平成27年度 3月
9月				





国

地方

「長期ビジョン」骨子(案)

※「長期ビジョン」は、人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の基本認識の共有を目指すとともに、今後取り組むべき将来の方向を提示。

I. 人口問題に対する基本認識

1. 「人口減少時代」の到来

○2008年に始まった人口減少は、今後加速度的に進む

- ・一旦人口減少局面に入ると、減少スピードは加速度的に高まっていく。
- ・将来推計人口（平成24年）によると、2060年の総人口は8,674万人まで落ち込み、2110年には5000万人を切る。

○人口減少の状況は、地域によって大きく異なる

- ・今後の人口減少は、大きく三段階を経て進む。
 - 「第一段階」は、若年人口減少、老年人口は増加する時期（2010～2040年）、
 - 「第二段階」は、老年人口が維持から微減する時期（2040～2060年）、
 - 「第三段階」は、老年人口も減少していく時期（2060年以降）。
- ・東京や中核市は「第一段階」、地方は既に「第二・三段階」に入っている。

○人口減少は地方から始まり、都市部へ広がる

- ・地方の人口が減少し、地方から大都市への人材供給が枯渇すると、いずれ大都市も衰退。

2. 「人口減少」が経済社会に与える影響

○人口減少は、経済社会に対して大きな重荷となる

- ・人口減少に伴う高齢化は経済社会の重荷（人口オーナス）となる。
- ・人口減少以上に経済規模が縮小し、一人あたりの国民所得が低下するおそれ。

○地方では、地域経済社会の維持が重大な局面を迎える

- ・人口減少によって経済が「縮小スパイラル」に陥るリスクもある。
- ・地方では、このまま進むと、2050年には、現在の居住地のうち6割以上の地域で人口が半分以下に減少、2割の地域では無居住化すると推計。

3. 東京圏への人口の集中

○東京圏には過度に人口が集中している

- ・東京圏には、過度に人口が集中。集積のメリットを超えて、長時間通勤、住宅価格の高さ、など様々なひずみや弊害が生じている。

○このままでは東京圏への人口流入は続く可能性が高い

- ・人口流入が続いているのは東京圏だけ。現在の転入は増加しており、今後も介護・医療の需要の拡大等に伴いさらに拡大する可能性。

○東京圏への人口の集中が人口減少に拍車をかけている

- ・若い世代が、地方から少出生率の大都市に移動することにより、日本全体として人口減少に拍車。

II. 今後の基本的視点

1. 人口減少問題に取り組む意義

○人口減少に対する国民の危機感が高まっている

- ・世論調査結果（2014年8月）では、9割近くが「人口減少は望ましくない」と答え、「人口減少の歯止めに取り組んでいくべき」とする回答は7割。

○出生率は、政策展開で変わり得る

- ・出生率は、先進国においても国によって大きく異なる。
- ・フランスやスウェーデンは、一旦出生率が低下しながら、子育て支援やワークライフバランスの実現により、出生率を回復させている。

○人口減少対策は時間がかかるが、早ければ早いほど効果がある

- ・人口減少対策を講じても、効果がでるには長い期間を要する。
- ・対策が早く講じられ、出生率が早く上昇すればするほど効果は高い。出生率回復が5年遅れるごとに、将来人口は300万人ずつ減少。

2. 今後の取組の基本的視点

○人口減少に歯止めをかけるとともに、社会システムを再構築する

- ・出生率の改善を図り、人口減少に歯どめをかける「積極戦略」を推進。
- ・一方、一定の人口減少は避けられないので、効率的・効果的な社会システムを再構築する「調整戦略」も推進。

○国民の希望の実現に全力を注ぐ。

- ・若い世代は、結婚への希望は高く、子どもも2人以上持ちたいと希望。
- ・東京在住者の4割は、地方への移住を予定又は今後検討したいとの意向。
- ・こうした国民の希望の実現に全力で取り組むべき。

III. 目指すべき将来の方向

1. 「活力ある日本社会」の維持のために

○人口減少に歯止めをかける必要がある

- ・将来にわたって「活力ある日本社会」を維持するためには、人口減少に歯止めをかける必要。
- ・結婚や出産に関する国民の希望が実現すると、出生率は1.8程度に改善すると試算。この水準は、OECD諸国の半数以上の国が実現しており、日本がまず目指すべき水準。

○人口減少に歯止めがかかると、50年後1億人程度の人口が確保される

- ・人口減少に歯止めをかければ、50年後の2060年には総人口は1億人程度の人口を確保。その後2090年頃には人口が安定していくと推計。

○さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える

- ・人口減少の歯止めが実現すると、将来日本は高齢化率が年々下がっていく「若返りの時期」を迎え、経済的に好環境。

2. 地方創生が目指す、多様な日本社会の姿

○地域資源を活かして、心豊かな生活がおくれる地域社会を実現する

- ・地方創生が実現し、地方の人口減少に歯止めがかかるならば、地方の方が先行して若返る。
- ・豊かな地域資源を活かし、若い人材がイノベーションを起こすとともに、地域の絆の中で人々が心豊かに生活を送る地域社会の実現を目指す。

○一層安全・安心な東京圏を実現する

- ・東京一極集中の是正は、東京圏の過密・人口集中を改善させ、一層安全・安心な生活空間を実現。
- ・国民の地方移住の希望の実現は、東京一極集中の是正にも資する。
- ・東京圏は、世界に開かれた「国際都市」として発展することを推進。

○それぞれの地域が強みを活かす、多様な日本社会の実現を目指す

※参考として、日本の将来人口の試算結果(人口減少に歯止めがかかった場合)等を示す。

「総合戦略」骨子(案)

※「長期ビジョン」に示された日本の人口の現状と将来の姿を踏まえ、人口減少を克服し将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5か年計画を提示。毎年定期的に見直し、必要な改訂を加える。

I. 基本的視点

1. 人口減少と地域経済の縮小の悪循環を断ち切る

- ・人口減少を契機に、『人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる』悪循環を断ち切ることを目指す。
- ・このため、地方において、まち・ひと・しごとの創生の好循環を確立し、地方への新たな人の流れを生み出す。

2. 3つの基本的視点で「人口減少克服・地方創生」に正面から取り組む

①東京圏における人口の過度の集中を是正する

- ・地方から東京圏への人口流入（特に若い世代）に歯止めをかけることを目指す。このため、「しごとの創生」と「ひとの創生」の好循環を実現。

②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する

- ・人口減少を克服するために、若い世代が安心して働き、希望通り結婚し、子育てができるような社会経済環境を実現。

③地域の特性に即して地域課題を解決する

- ・人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、中山間地域をはじめ地域が直面する課題を解決し、地域において心豊かな生活を確保。

3. まち・ひと・しごとの創生と好循環を確立する

- ・「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。「しごとの創生」、「ひとの創生」、「まちの創生」に一体的に取り組む。

(1)しごとの創生

- ・労働力人口の減少が深刻な地方では、若い世代が安心して働けるよう、「相応の賃金」と「安定した雇用形態」と「やりがいのあるしごと」を満たす「雇用の質」を重視した取組が重要。このため、付加価値を高めることが必要。

(2)ひとの創生

- ・地方への新しい人の流れをつくるため、地方での就労や人材の確保育成、地方への移住・定着を促進。若い世代が安心して働き、希望通り結婚し、出産・子育てができるよう切れ目のない支援を実現。

(3) まちの創生

- ・「しごと」と「ひと」の好循環を支えるため、「まち」を活性化。中山間地域等において心豊かに生活できる環境の確保、地方都市の連携の促進や大都市圏等における高齢化・単身化の問題など、地域課題の解決に取り組む。

II. 政策の企画・実行の基本方針

1. 従来の政策の検証

- ・これまで講じられてきた対策は、個々のレベルでは一定の成果をあげたが、対局的には地方の人口流出が止まらず少子化に歯止めがかかっていない。対策の問題点としては、(i)府省庁・制度ごとの「縦割り構造」、(ii)地域特性を考慮しない「全国一律」の手法、(iii)効果検証を伴わない「バラマキ」、(iv)地域に浸透しない「表面的」な取組、(v)「短期的」な成果を求める施策といったことがあげられる。

2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

(1) 自立性

- ・一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方自治体・民間事業者・個人等の自立につながるようにする。

(2) 将来性

- ・地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

(3) 地域性

- ・各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、地方版の総合戦略を策定・推進し、国は利用者側の視点に立って支援を行う。

(4) 直接性

- ・限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、ひと・しごとの創出とまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施。

(5) 結果重視

- ・明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中長期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、改善等を行う。

3. 地域主体の取組体制とPDCAの整備

- ・地方の自立につながるよう、地方自ら考え、責任を持って進める取組を推進する必要がある。
- ・国と地方は、連携・協働して、総力体制で地方創生に取り組む。

(1) データに基づく、地域ごとの特性と地域課題の抽出

- ・各地域は、産業や人口、社会などの現状や将来の動向に関し必要なデータ分析を行い、各地域の課題を抽出し、各戦略に位置づける。国は、ビッグデータに基づく地域経済分析システムを整備し、情報面から支援する。

(2) 「5か年戦略」の策定

- ・客観的・具体的なデータに基づく分析を踏まえ、各自治体は中長期を見通した「地方人口ビジョン」と5か年の「地方版総合戦略」を策定する。国は、地方と連携して地方創生に取り組む。

(3) PDCA サイクルの「見える化」

- ・国の「総合戦略」推進と同様、各自治体は、地域課題に基づく適切な短期・中期の政策目標を設定し、地方版総合戦略の進捗をアウトカム指標を原則とした客観的指標(KPI)で検証し改善する仕組み(PDCA サイクル)を確立する。

(4) 地域間の連携推進

- ・各市町村は地域間の広域連携を積極的に進め、「総合戦略」に反映させる。都道府県は、市町村レベルの地域課題を自らの「総合戦略」に反映させ、市町村と連携する。国は、「圏域」概念を統一し、データ分析等の面で支援を行う。

(5) 国のワンストップ型の支援体制と施策のメニュー化

- ・国は、関係施策の目標、内容や条件等を関係省庁間で統一又は整理し、パッケージ化するとともに、ワンストップ型の執行体制の整備に努める。全国一律ではなく、各地域が必要な施策を選択できるよう支援施策をメニュー化する。また、「日本版シティマネージャー」派遣制度や、「地方創生コンシェルジュ」制度による人的支援を行う。

Ⅲ. 今後の施策の方向

1. 政策パッケージ

○「しごと」と「ひと」の好循環を確立し、それを支える「まち」に活力を取り戻すため、以下の政策パッケージに沿って各施策を総合的・有機的に推進する。

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- (ア) 地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備
- (イ) 大都市から地方への「人材還流システム」の構築等
- (ウ) 地域を支える個別産業分野の戦略推進
 - ① サービス産業
 - ② 農林水産業
 - ③ 観光の振興、地域資源の活用
- (エ) 個人事業者等による創業を通じた地域における新たなビジネスの創造
- (オ) 地域における国際競争力の強化

(2) 地方への新しい人の流れをつくる

- (ア) 地方移住の推進
- (イ) 企業の地方拠点機能強化、企業等における地方採用・就労の拡大
- (ウ) 地方大学等の活性化

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (ア) 若い世代の経済的安定
- (イ) 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援
- (ウ) 子ども・子育て支援の充実
- (エ) ワークライフバランスの実現(働き方改革)

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

(ア) 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流、多機能型)の形成

(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成

(ウ) 大都市圏等における安心な暮らしの確保

(エ) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

(5) 地域と地域を連携する

(ア) 地域連携による経済・生活圏の形成

2. 社会保障制度・地方交付税・税制・地方分権・規制改革について

・人口減少克服の観点から、効果的・効率的な社会・経済システムの新たな構築に向けて、社会保障制度・地方交付税・税制・地方分権・規制改革において、地方創生に資するべく改革を進める。

※別紙(アクションプラン)において、各政策パッケージ等に即して、「数値目標(KPI)」を設定するとともに、「緊急的取組」と「中長期的課題」などに分類した個別施策を提示する。

鳥取県県政顧問の委嘱について

平成26年11月27日
企 画 課

県政顧問について、平成26年11月14日付けで新任1名、再任10名の方について、新たに任命を行いました。(任期：～平成28年11月13日)

1 県政顧問一覧(13名)

【新任】

区分	地域	氏名	年齢	職業等	出身
新任	名古屋	やまもと たかよし 山本 孝義	63	中京テレビ(株)代表取締役社長	鳥取市

【再任】(五十音順)

区分	地域	氏名	年齢	職業等	出身
再任	関西	いのうえ のりゆき 井上 礼之	79	ダイキン工業(株)取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員	京都府
再任	関西	うえだ りえこ 上田 理恵子	52	(株)マザーネット代表取締役社長	米子市
再任	関西	おくだ つとむ 奥田 務	74	J.フロントリテイリング(株) 取締役相談役	三重県津市
再任	東京	かどわき たかし 門脇 孝	62	東京大学大学院医学系研究科 教授 東京大学医学部附属病院 病院長	東京都
再任	関西	きわ しろう 澤 志郎	63	日本交通(株)取締役社長	岩美町
再任	東京	しもむら せつひろ 下村 節宏	69	三菱電機(株)相談役	伯耆町
再任	東京	たがわ ひろみ 田川 博己	66	(株)JTБ 代表取締役会長	東京都
再任	東京	はやしだ ひでき 林田 英樹	72	前 国立新美術館長 (初代、H18.7～H23.12)	鳥取市 (国府町)
再任	東京	ふみや けんいち 福宮 賢一	68	明治大学学長	東京都
再任	東京	よねはま かずひで 米濱 和英	70	(株)リンガーハット 代表取締役会長兼社長	鳥取市

【任期中】(五十音順)

区分	地域	氏名	年齢	職業等	出身
任期中	鳥取	まえだ あきひろ 前田 昭博	60	国重要無形文化財「白磁」保持者 (人間国宝)	鳥取市
任期中	東京	やまだ けんすけ 山田 憲典	79	(株)不二家 代表取締役会長 山崎製パン(株) 取締役副社長	鳥取市

2 今後の予定

県政顧問会議又は知事、副知事、統轄監等により個別に面談を行い、県政の重要事項(分野)に関する助言・提言を頂いたり、専門的見地からのご意見を頂く。

○意見照会テーマ(案)

- ・地方創生総合戦略に関するご意見
- ・地方版長期ビジョンに関するご意見 など

3 その他

11月14日(金)以下の者に対して面談を行い、委嘱状を手交しました。その他の方についても、順次面談のうえ委嘱状をお渡しする予定です。

- ・山本孝義 中京テレビ代表取締役社長(知事面談)
- ・米濱和英 株式会社リンガーハット代表取締役兼社長(副知事面談)

【参考】県政顧問制度について

設置目的：県政の重要課題について幅広い見地からの助言

制度概要：[根拠] 鳥取県県政顧問設置規則 [任期] 2年(再任可)

兵庫・鳥取両県知事会議の開催について

平成26年11月27日
企 画 課

鳥取県・兵庫県が両県に共通する課題について意思疎通を図り、広域連携に取り組む体制を構築するため、兵庫・鳥取両県知事会議を開催しました。概要は以下のとおりです。

1 開催日時 平成26年10月17日(金) 15:00～16:40

2 開催場所 兵庫県公館(兵庫県神戸市)

3 出席者 平井鳥取県知事、井戸兵庫県知事

4 概 要

(1) 山陰海岸ジオパークを中心とした観光連携

山陰海岸ジオパークを活かした誘客を促進し、両県の観光振興を図ることを確認し、エリア内の周遊性を高める2次交通の充実強化、飛行機や鉄道など交通ネットワークを活用した首都圏への観光PRなどに取り組むことを確認した。

また、世界から関係者が集まるアジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウムについても協力して開催することとした。

(2) 地域振興

周辺市町と一体となって国道29号沿線地域の賑わいづくりを図るため、東京オリンピック・関西ワールドマスタースゲームズの開催を睨んだナショナルチームの合宿や国内大会の誘致、氷ノ山を中心としたアウトドアイベント等の実施、日本風景街道への登録などに取り組んでいくこととした。

また、地域の資源を活かし、ITを活用した知識集約型産業や、食品関連産業等の集積を両県で連携して進めていくこととした。

(3) 交通インフラ整備

山陰近畿自動車道及び中国横断自動車道姫路鳥取線の整備推進について、連携して国等へ働きかけるとともに、両県にまたがる国道482号整備を両県で積極的に取り組むことを確認した。

その他、山陰本線、因美線、智頭線など、両県にまたがる鉄道ネットワークについて、高速化や更なる利便性の向上について、両県で連携してJR等へ働きかけることとした。

(4) 危険ドラッグ対策

両県で危険ドラッグを規制する条例を制定・改正したことを受け、危険ドラッグが両県では禁止だということを打ち出すとともに、情報共有など連携して取り組むこととし、まずは、鳥取県の条例が施行される11月17日までに両県の担当者による会議を開催することとした。

(11月11日に鳥取県で担当者会議を開催)

(5) 有害鳥獣対策

有害鳥獣対策について、捕獲技術等の情報交換、兵庫県森林動物研究センターのノウハウを活かした生息状況把握、狩猟技術者の育成など、広域的な連携を図ることを確認した。

平成 26 年度中国地方知事会第 2 回知事会議等について

平成 26 年 11 月 27 日
企 画 課

10 月 20 日（月）に広島市で開催された平成 26 年度中国地方知事会第 2 回知事会議等の結果概要は、次のとおりです。

1 平成 26 年度中国地方知事会第 2 回知事会議

- (1) 開催日 10 月 20 日（月） 10:00～12:20
- (2) 開催場所 ANAクラウンプラザホテル広島「オーキッド（東）」
- (3) 出席者 平井鳥取県知事、溝口島根県知事、湯崎広島県知事、村岡山口県知事、足羽岡山県副知事
- (4) 主な内容

①共同アピール（意見交換）

○以下の 6 項目について、共同アピールを採択した。【資料】

- ・災害復旧事業の促進と防災・減災対策の推進について
- ・「人口減少克服・地方創生」に向けて
- ・子ども・子育て支援新制度などの少子化対策の充実について
- ・地方税財源の充実について
- ・地域経済の再生と国土強靱化のための基盤整備について
- ・地域医療の確保について
- ・「危険ドラッグ」の撲滅について

○地方創生への取組みについて、地方にとって自由度の高い交付金を別枠で創設すること、また企業や大学、政府機関等を地方分散すること等について、中国地方として国に対し強く求めていくこととした。

○子育て応援パスポート事業の中国地方 5 県間での相互利用について、新年度からの導入に向けて各県間の調整を進めていくことについて合意した。

○喫緊の社会的課題である危険ドラッグ対策について、国に対し法改正等を含む抜本的な規制強化を求め、中国地方でスクラムを組んで危険ドラッグを追放する取組を進めていくことについて合意した。

②広域連携の取組

○8 つの部会の担当県から各部会の取組状況について説明を行い、今後も引き続き 5 県が連携して一体的かつ着実な取組を行うこととした。

- ・広域防災部会、海外観光客誘致部会…鳥取県
 - ・中山間地域振興部会…島根県
 - ・スギ花粉症対策部会…岡山県
 - ・地域医療確保対策部会、公衆衛生活動チーム部会、農業（技術）大学校等広域連携部会…広島県
 - ・地域産業振興部会…山口県
- ※部会名の後に担当県名を記載

○ドクターヘリの費用負担について、平成 27 年度より、出勤要請県が出勤要請件数に応じて費用を負担することで合意した。（現行はドクターヘリ出勤県が負担）

○広島市における土砂災害を教訓とし、広域における土砂災害を今年度の広域防災図上訓練のテーマとし、詳細は今後 5 県で検討していくこととなった。

2 平成 26 年度中国地方産業競争力協議会

- (1) 開催日 10月20日(月) 13:30~15:10
(2) 開催場所 ANAクラウンプラザホテル広島「オーキッド(西)」
(3) 出席者 [委員] 中国地方5県知事(岡山県は副知事代理)、有識者、企業経営者等
(計19名)
[オブザーバー] 国の地方支分部局9機関の長

(4) 主な内容

①中国地方産業競争力協議会の活動状況等について

- 中国地方産業競争力協議会の活動状況や中国地方地域戦略の取組状況について事務局から報告を行い、地域の実情に合った産業戦略や経済活性化策について意見交換を行った。
- 産業活性化のためには、人材育成・人材交流が非常に大切であり、行政と民間や各県間で横の連携を図り情報発信をしていってはどうかという意見や、定年退職者等の人材を活用する仕組みづくりに取り組んではどうかといった意見があった。

②国へのアピール「中国地域の創生に向けた取組について」

- 地方創生を中国地方から積極的に提案をしていくために、中国地方の主体的取組みについて国に提言を行うこととなった。
- 委員からは、6次産業化の促進策について1次産業者の所得増大につながるよう見直しが必要であることや、高速道路等のインフラ整備を促進することなどについての意見があった。
- また、米価下落問題に関し、米価下落対策や収入減少の影響緩和策の見直し等について緊急に国に申し入れることとした。

3 平成 26 年度第 2 回中国地域発展推進会議

- (1) 開催日 10月20日(月) 15:30~17:00
(2) 開催場所 ANAクラウンプラザホテル広島「オーキッド(東)」
(3) 出席者 中国地方5県知事
中国経済連合会会長
中国地方5県商工会議所連合会等の代表者

(4) 主な内容

①中国地方における広域的な連携について(意見交換)

- 中国地方知事会広域連携部会(広域防災、海外観光客誘致、地域産業振興)の取組状況について説明の後、意見交換を行った。
- 中国地方へ海外観光客を引っ張り込むためには、広域連携によりそれぞれの地域が持つ魅力を組み合わせたイベントや旅行商品の開発を行い、情報発信、PRをもっと積極的に打ち出していくべき旨の発言があった。

②中国地方における少子化対策について(意見交換)

- 中国地方の少子化の現状及び各県が官民連携して実施している少子化対策等について説明の後、意見交換を行った。
- 経済界からは、少子化対策に行政とも連携をとりながら経済界も一緒になって取り組んでいきたい旨の発言があった。また、岡山の商工会議所が主体となって若い男女の出会いの場を企画し、婚活事業に熱心に取り組んでいる事例の紹介があった。
- 平井知事より、中国地域発展推進会議として、少子化対策について県民向けのアピール、また、国に対して必要な施策の提言を行うアピールを取りまとめてはどうかとの提案があり、アピールの取りまとめを行うこととなった。

災害復旧事業の促進と防災・減災対策の推進について

「平成26年8月豪雨」では、台風第12号、台風第11号及びそれに続く豪雨により、観測史上まれに見る大雨に繰り返し見舞われた。

この豪雨は、中国地方では広島・山口両県を中心に、多数の死傷者の発生や、建物の損壊・浸水、道路・河川等の公共施設が被災するなど、各地に甚大な被害をもたらした。

この度の災害は、例えば、広島では1時間最大雨量が121mm、2時間で200mmを超えるという観測史上最大の集中豪雨に襲われるなど、各地で記録的な豪雨となり、また、四国や近畿地方においては、同一地域に繰り返し豪雨が集中するなど近年の風水害にない特徴を有しており、このことが被害の深刻化と拡大の要因となっている。

このため、この度の災害の特徴を的確に捉えた上で、迅速に災害復旧を図るとともに、防災・減災対策を推進し、しなやかで復元力の強い国土と安全・安心な地域を創り上げていく必要がある。

また、今後発生が想定される南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対する防災・減災対策も重要な課題である。

こうした中、国では、平成27年度予算概算要求において、防災・減災やインフラ老朽化対策等による「国民の安全・安心の確保」が重点分野に掲げられるなど、総合的かつ戦略的な取組が進められようとしている。

中国地方としても、国の動きに呼応し、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する社会インフラの確立等、防災・減災対策を進める必要があるため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 被災者支援の円滑な実施について

この度の災害による被災地域の実情を勘案し、災害救助法及び被災者生活再建支援制度の弾力的な運用をはじめ、被災者の支援について、配慮すること。

特にこの度の災害では、避難所生活が長期化しており、医師会などの協力も得た災害時公衆衛生チームやDPAT（災害派遣精神医療チーム）等の派遣により、健康管理や心のケア、リハビリを行っている。こうした活動の経費をはじめ、被災者支援に欠かせないボランティアセンターの設置・運営経費や、住居の全半壊を問わず、居住に支障が生じた被災者に対する仮設住宅の提供、さらにはその期間の延長などについても、災害救助費の対象とするなど、災害救助法の弾力的な制度運用に配慮すること。

2 災害復旧予算等の十分な確保について

- (1) この度の災害では、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所が多数あり、原形復旧のみならず早期に再度災害の防止も含めた復旧を図る必要があるため、改良復旧事業の柔軟な制度運用に配慮し早期採択を行えるようにするとともに採択要件を緩和し必要な事業が行えるよう制度の見直しを行うこと。
- (2) 被災した公共施設等復旧のため、多額の財政負担が見込まれることから、特別交付税の重点配分などに配慮すること。

3 総合的な土砂災害対策の推進について

- (1) 国民の生命と財産を守り、安全・安心で豊かな国土を形成するため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の着実な事業実施を推進するための支援を行うこと。
- (2) 土砂災害警戒区域等の指定推進に加え、住民がハザードマップの活用や、自主防災組織の活動への参加などにより、防災意識を高め、住民自らが適切な行動をとることができるようにするためのソフト施策等の充実や中山間地域のコミュニティ維持の観点から特別警戒区域内の防災機能を高める住宅の補強等の支援も必要である。これらの取組が有効に行えるような仕組みの構築や、これに要する費用の助成、警戒区域等の指定にかかる交付金の補助率の嵩上げ、基準財政需要額への適切な算入などの財政支援を行うこと。
- (3) この度の広島での災害においては、現行政令の指定の基準に基づく想定範囲と、実際の被災範囲が大きく乖離していることから、土砂災害防止法に基づく特別警戒区域の指定に係る現行政令の指定の基準について、国として早期に検証し、見解を明確に示すこと。
また、今回のように実際に災害が生じた箇所が指定基準に基づく特別警戒区域よりも広範囲にわたる場合については、指定の効果を迅速に発揮させるため、被災実態を踏まえた範囲を指定することを可能とするよう政令の指定の基準等について改正すること。

4 災害に強い国土づくりについて

災害から国民の生命・財産を守るため、道路、河川、砂防、急傾斜、地すべり、農業農村基盤、治山、海岸、港湾等における施設の老朽化対策を含めた防災・減災対策を早期に行う必要があることから、次のとおり、これら公共事業予算の大幅な増額や補助率の拡充などを行うこと。

(1) 災害に強い道路ネットワークの構築

大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を確保するため、山陰道をはじめとした高速道路のミッシングリンクの早期解消や地域高規格道路の整備促進、それらを補完する国県道の整備促進のために必要な予算を確保すること。また、緊急輸送道路としての機能強化のため、中国横断自動車道岡山米子線などの暫定2車線区間を早期に4車線化すること。

(2) 治水・高潮対策の推進

国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、治水事業及び海岸事業を強力に推進すること。

(3) 道路・港湾・空港施設・ため池等の耐震化の推進

大規模な地震災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保する必要があるため、道路、港湾、空港等の交通インフラについて、耐震化を推進する地方の取組を支援すること。

また、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震化についても、同様に支援すること。

(4) 既存施設の老朽化対策の推進

災害時に既存のインフラがその機能を十分に発揮し続けることができるよう、老朽化が進みつつあるインフラについて、適切な維持管理・更新を推進する地方の取組を支援すること。

5 気象・火山等の監視・予測システムの強化について

- (1) 局地豪雨や竜巻などによる突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを早期に開発するとともに、XバンドMPレーダーの整備が遅れている山陰地方への早期拡充を図るなど、集中豪雨観測の強化を進めること。

また、夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備情報の提供や避難勧告の発令の判断が出来るよう、12～24時間先の降水予測（メッシュ情報）の精度を高めること。

(2) 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の充実・強化や予知に関する技術開発を進めること。

平成26年10月20日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政

「人口減少克服・地方創生」に向けて

今年5月、日本創成会議は、現状の出生率と大都市圏への人口移動が続けば、日本の市町村の約半分が消滅してしまう恐れがあるとの推計を発表し、国民の「希望出生率」の実現を図ることや、東京一極集中に歯止めをかけるといった対策を提言した。

また、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2014」において「人口急減・超高齢化」への流れを変えるために改革が必要であるとし、「50年後に1億人程度」とする人口数値目標を設定した。とりわけ東京への一極集中傾向に歯止めをかけ、少子化と人口減少を克服する総合的な政策推進が重要であることから、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、従来の取組の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を力強く実行していくことを打ち出した。

我が国が、少子化と人口減少を克服し、持続的な発展を遂げるためには、国全体として子育て支援を強化・充実し、女性が働きながら子育てをしようとするような社会的な環境づくりを行うことが重要であり、同時に出生率の低い大都市から、子育てがしやすく出生率の高い地方に、人の流れを変える必要がある。

「人口減少克服・地方創生」に向けては、「国（中央）」対「地方」の概念で捉えるべきではなく、地方の集合体が国であるという観点に立ち、それぞれの地方が地域の実情を踏まえ、創意と工夫により、主体的・自立的に魅力ある地方づくりに取り組むと同時に、国は地方への新しいひとの流れをつくるために、あらゆる機能の地方分散に取り組むことが基本である。

また、各地方が活力に満ち、元気になることが、国内の多様性を生み出し、国の成長につながっていくということを前提に、国はその地方の発意・発想を十分に汲み上げ、必要なサポートをすることが重要である。

中国地方知事会としては、国家的課題である「地方創生」の推進のため、国と一丸となって取組を進める決意であり、国においても、地方の実情に応じた人口減少克服・地方創生の取組を推進するよう、次の事項について、強く求める。

1 地方への分散のために

(1) 企業の地方分散促進

東京圏への一極集中がもたらす、成長力の限界、コスト増大などの外部不経済の拡大、大規模災害のリスクなどの弊害を解消するとともに、全国各地で多様で活力を有する地域を創出し、地域の多様性から生み出される競争力を国全体の成長につなげていくため、大都市と地方の法人

税に差を設けることや、地方に立地する企業への補助金等の益金不算入制度など、地方の企業に係る税負担を軽減し、地方への企業の分散を促進すること。

(2) 大学・研究機関の地方分散

大都市に集中している大学・研究施設について、サテライト・キャンパスの設置、工学系や農学系など地方に研究資源が豊富にある分野研究・研修施設の地方移転、大都市での大学新設の抑制などにより、地方への分散を促進すること。

(3) 政府機関等の地方分散

試験研究機関や研修機関など、政府機関等の積極的な地方への分散を促進すること。なお、地方分散に当たっては、地方中核都市に偏ることのないようにすること。

2 結婚・出産・子育ての希望をかなえるために

人口減少を克服するため、子育て世帯の経済的負担の軽減、不妊治療支援、女性の活躍支援など、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚・出産・子育てをすることができるよう、従来の少子化対策の枠組みにとらわれず、結婚・妊娠・出産・育児・教育の切れ目のない大胆な支援施策の拡充に取り組むこと。

3 人が集まる・人が残る 魅力ある地方をつくるために

(1) 地方の産業競争力の強化

国の成長戦略に基づき各ブロックで策定された「産業競争力強化戦略」の実現などに向け、地方の取組への支援や地方の企業の成長を後押しする規制緩和など具体的な施策を講じること。

また、「地方産業競争力協議会」と国との詳細な意見交換の場の設定を通じ、地方の取組を国の施策に反映させること。

(2) 地方を支える産業と働く場の創出

中山間地域ならではの「地域資源」や「伝統・技術」、地方の特性を活かした産業など、地方の創意工夫をビジネスとして発展させるため、地方の取組を支援すること。また、農林水産業の活性化による農林水産業者の所得の向上や雇用の確保を図るため、中山間地域の多様な地域資源を活用した6次産業化や農商工連携の取組に対する支援策を一層充実させるとともに農業生産法人の育成など就業希望者の定着に向けた支援策を講じること。

(3) 専門的な人材の地方への呼び込み

企業が抱える課題に対して、財務、法務、知財等の専門的な観点からサポートできる人材の確保や、そうしたサポートが地方においても受けられる体制を整備するとともに、企業が海外展開を行う場合のグローバル即戦力人材の確保など、地方だけでは確保しにくい人材確保を支援すること。

(4) 地方の高速交通ネットワークの充実

企業の地方分散の促進や地方の産業競争力強化を図るため、広域的な交通基盤である高速道路等のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、幹線道路網の整備に加え、地方の実情に応じたきめ細かな高速道路の料金割引施策の導入や、高速鉄道網の整備促進、地方航空路線の充実を図ること。

(5) 地方の教育の魅力向上・充実

地方が取り組む、幼児・初等中等教育の質の向上、高等教育の質・量の充実、グローバル人材の育成など、特色ある教育の更なる充実・強化に向け、必要な財政支援や制度の創設などを検討すること。

特に、地方における若年人口の貴重な受け皿である地方の大学の機能強化を図り、地方でも充実した高等教育を受けられる環境を整備するために、地域に必要な人材の育成、地域の特性を活かした教育、地域の課題解決に取り組む大学に対し、国立大学の運営費交付金等の配分見直しや公立大学への地方財政措置並びに私学助成の拡充を行うなど、地方の大学への支援を充実させること。

(6) 「ふるさと」や「田舎」への移住・定住

地方への移住・定住を促進するため、移住者に対する住まい等への助成や地方が設置する移住相談窓口の充実が図られるよう地方が取り組む施策への支援制度を創設すること。また、大都市から地方への移住希望者層の拡大を図るため、地方移住に関するキャンペーンの実施など地方移住に関する全国的な機運醸成を図ること。

(7) 地方の実情に応じた人口対策の推進

人口流出を防止するため、人口規模などの一律な基準で県庁所在地などの地方拠点都市に都市機能、行政機能などを集約させる施策だけではなく、小規模な都市や中山間地域、離島地域においても若者が住み続けることができるよう、定住自立圏構想、集落ネットワーク圏形成の支援などと併せ、これらの要件を満たさない地域においても、実情に応じた

まちづくり事業に取り組めるような支援策を講じること。

また、分散型の都市構造から「中核市であること」との要件を満たさない場合であっても、圏域の中心となっている地方都市については「地方中枢拠点都市圏構想」の対象となるよう、対象範囲の拡大を図ること。

4 人口減少克服・地方創生のための財源確保

(1) 地方の実情に応じた施策を実施するための財政支援策の創設等

地方の創意工夫を最大限生かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、地域の実情に応じ資金を効果的に活用でき、その用途については、目標管理するなど地方の責任において、地方創生・人口減少の克服のための幅広いソフト事業等に活用できる、包括的な交付金を大胆な規模で創設するとともに、補助制度の拡充・新設、過疎債等の充実や地域再生を総合的に支援する特別な地方債の創設などの財政支援策を講じること。

(2) 「地方創生・人口減少対策費（仮称）」の創設

国が人口問題に対する姿勢を地方財政計画において示すことが重要であり、併せて、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための地方施策を拡充・強化する歳出を、「地方創生・人口減少対策費（仮称）」として地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。

5 地方が主体的に活動するために

地方が自らの発想を活かして主体的に「地方創生」に取り組むことができるよう、国と地方の役割分担の抜本の見直し、国出先機関改革のみならず中央府省を含む国から地方への事務・権限の移譲など、地方分権改革を一層推進すること。

とりわけ、「地方分権改革に関する提案募集」については、地方の発意や多様性を国の制度改正や事業運営に反映できるものであり、「人口減少の克服・地方創生」に資する提案をはじめとする地方からの提案については、真摯に受け止め、その実現に向けて積極的に検討すること。

6 地方の声を反映させる仕組み

地方創生の推進に当たっては当事者である地方の意見を最大限に活かすこと。また、「まち・ひと・しごと創生本部」に地方の代表が参画するなど、地方の声を反映させる仕組みとすること。

平成26年10月20日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政

子ども・子育て支援新制度などの少子化対策の充実について

我が国の少子化の進行は、生産年齢人口の減少による経済活力の低下に加え、超高齢化社会の到来に伴う社会保障負担の増大とも相まって、近い将来、国家的な危機を招きかねない喫緊の課題となっている。

こうした中、国では「骨太の方針」において、「人口急減・超高齢化に対する危機意識を共有し、少子化危機ともいうべき現状を突破しなければならない。」とし、少子化対策の充実に取り組むことが明記されたところである。

国においては、「少子化危機突破」に向けて、あらゆる分野の制度・システムを安心して結婚、出産、子育てしやすい環境を実現するために見直すとともに、地方が地域の実情に応じた取組を進めることができるようにすることが必要である。

このため、「子ども・子育て支援新制度」の本格施行に向けては、「量的拡充」を優先する案が示されているが、「量的拡充」と「質の改善」は車の両輪であり、保育人材の処遇改善や職員配置の改善などの「質の改善」を含めた充実した支援が可能となるよう、十分な財源を確保することが必要である。

また、地域の子ども・子育て支援について、地方の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、現行の補助制度の充実や、子育て家庭の経済的負担の軽減に資する制度の創設を行うとともに、近年増加傾向にある不妊治療を受ける者が安心して治療が受けられるよう、不妊治療への支援の充実を図るなど、地域にとって自由度が高い結婚・妊娠・出産・育児・教育の「切れ目ない支援」の充実強化が必要である。

さらに、女性が仕事と出産・子育てを両立できるよう、女性の活躍を支援する取組を進めることも求められる。

については、国と地方がともに少子化に対する危機感を共有し、次世代を担う人づくりを着実に推進していくため、次の項目を強く要望する。

1 子ども・子育て支援新制度の施行に係る財源の確保について

子ども・子育て支援法の基本理念である「全ての子どもが健やかに成長するように支援する」ことが可能となるよう、新制度の実施にあたっては、「量的拡充」と「質の改善」を同時に実現するために、十分な財源の確保を図ること。

2 地方の実情に応じた補助制度の充実

新制度における地域子ども・子育て支援事業は、子どものより良い育ちを実現する上で重要であり、人口減少などの課題を抱えた地方においても実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、人口減少地域の実態に配慮し、補助要件の緩和や補助の拡充など補助制度の充実を図ること。

3 子育て家庭の経済的負担の軽減について

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する新たな税制度の創設や、第3子以降の保育料無料化など、教育費を含む子育て経費への支援に係るこれまでにない新たな仕組みの構築を図ること。

4 地域少子化対策強化交付金の拡充について

安心して子どもを産み育てることが出来る地域社会の実現に向けて、地方の現場が地方の実情に応じて出会い・結婚から妊娠・出産、育児まで、切れ目ない支援策を充実させ、「少子化対策」を安定的、持続的に推進できるよう、地域少子化対策強化交付金を継続的な制度として確立するとともに、交付額の拡大と柔軟な制度運用を行うこと。

特に結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント開催事業を交付金の対象とし、「出会い・結婚から妊娠・出産、育児」の始まりである「出会い」の場作りに国も協力すること。

5 不妊治療への支援の拡充について

子どもを持つことを希望する者が安心して不妊治療を受けることができるよう、不妊治療に係る医療保険適用範囲の拡大や国庫補助の拡充を図ること。

また、高額な男性不妊治療を受ける者も増加していると考えられることから、治療に対する助成額を増額すること。

6 女性の活躍促進について

女性の潜在的労働力の活用は、経済の活性化に必要であるとともに、女性の労働力率と合計特殊出生率には正の相関関係もあることから男女がと

もに子育てしやすい職場環境づくり、女性の就業継続支援や再就職・創業支援、男性の家事・育児分担、待機児童対策などの取組を総合的に推進し、女性の活躍促進に向けた総合的な施策の充実を図ること。

平成26年10月20日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

地方税財源の充実について

平成26年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.2兆円減の16.9兆円となった一方で、一般財源総額は地方税の増加等を見込むことで0.6兆円増の60.4兆円が確保されたが、臨時財政対策債は抑制が図られたものの、依然として高い水準にあるなど地方財政制度の構造的な問題は解消されていない。また、骨太の方針においては、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替えを進めていくことが示されており、必要な地方の一般財源総額の確保について予断を許さない状況にある。

昨年12月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立した社会保障と税の一体改革については、今後真に持続可能な制度の検討が必要であるが、一方で、国において法人実効税率の引下げの議論が本格化し、これによる地方財政への影響が懸念される。

こうした中、地方においては、厳しい経済環境のもと、消費税率引上げによる景気の下振れリスクを回避しつつ、産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育ての充実、教育振興等により一層取り組んでいく必要がある。

このような状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

- (1) 景気・雇用対策や福祉、防災等の施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要であることから、社会保障関係経費の増をはじめとした地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、必要な地方一般財源総額を確保すること。
- (2) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しているが、本来は交付税率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。本来の趣旨に立ち戻り、早期に法定率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

(3) 我が国経済は緩やかに回復しつつあるものの、地方の中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しく、安定的な雇用も十分確保されているとは言えない地域も存在することから、これらの財政需要について地方財政計画に十分措置すべきであること。また、そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業については、同様に明確に措置すべきであることから、こうした措置がなされるまでの間は、地方財政対策として歳出特別枠が必要である。

また、地方交付税の別枠加算は、地方の巨額の財源不足に対して、法定率の引上げで対応できないため設けられたものであり、その財源不足は未だ解消に至っていないことから、法定率の引上げなどによる必要な一般財源の確保が実現できるまでの間は、措置を継続すること。

(4) 人口減少克服・地方創生のための財源確保については、地方の創意工夫を最大限生かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、地域の実情に応じ資金を効果的に活用でき、その使途については、目標管理するなど地方の責任において、地方創生・人口減少の克服のための幅広いソフト事業等に活用できる、包括的な交付金を大胆な規模で創設するとともに、補助制度の拡充・新設、過疎債等の充実や地域再生を総合的に支援する特別な地方債の創設などの財政支援策を講じること。

また、国が人口問題に対する姿勢を地方財政計画において示すことが重要であり、併せて、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための地方施策を拡充・強化する歳出を、「地方創生・人口減少対策費（仮称）」として地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。

(5) 社会資本整備を推進する各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、予算配分基準を明確にするとともに、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き手続きの簡素化を図ること。

(6) 国の経済対策に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。

(7) 法人課税の見直しについては、地方税財政に影響を与えないよう慎重に議論を行うこと。また、法人実効税率を引き下げ場合には、大企業についての外形標準課税の拡大や政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大等の代替措置により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を十分に確保することを併せて検討し、恒久減税には恒久財源を確保すること。その際、地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないよう慎重に検討すること。

(8) 地球温暖化対策に関する財源の確保については、骨太の方針において、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、森林整備等の受益と負担の関係に配慮しつつ、早急に総合的な検討を進めるとされており、地球温暖化対策のための税の一部の地方税源化や森林・林業活性化のための交付金創設など、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に地方が果たす役割に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

(9) 自動車取得税については、平成26年度与党税制改正大綱において、消費税率10%段階で廃止することとされ、併せて環境性能課税を自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得るとされた。

この見直しに当たっては、地方団体の意見を十分踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を十分に確保する措置を講ずること。

(10) 地方公務員の給与制度の総合的な見直しについては、平成25年度における国の主導による地方公務員給与の削減のための地方交付税総額の圧縮を再び繰り返すことのないよう、検討を進めること。

(11) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

2 社会保障と税の一体改革

(1) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、昨年、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が成立したところであるが、今後の改革の具体化に当たっては、「国と地方の協議の場」等において真摯に議論し、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域

の実情に合わせた医療・介護サービス体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。

- (2) 国民健康保険の運営の都道府県単位化については、財政上の構造問題の解決が前提であり、後期高齢者支援金への全面総報酬割を導入することにより生じる財源を国民健康保険の支援に優先的に活用することはもとより、抜本的な財政基盤強化の具体策を、追加国費の規模も含めて一刻も早く提示すること。

また、今後増嵩する医療費に対応するため、被保険者に過度な負担を負わせることなく、将来にわたり国民健康保険の持続可能性を担保するための制度的措置を講ずること。

- (3) 消費税率10%への引上の検討に当たっては、アベノミクスの効果が未だ十分に及んでいない地方の景気実態を良く点検・把握した上で判断するとともに、地域経済への影響に十分配慮した対策を講ずること。

また、引上げを行う際には、消費税の逆進性を踏まえた低所得者層への対策、医療機関の非課税取引における仕入れに係る消費税負担増への対策も講ずること。併せて、取引上不利な地位にある中小事業者において消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、転嫁対策を確実に実施すること。

- (4) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、10%に引き上げる際には8%時と同様に、引上げ分の地方消費税について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すること。

- (5) 地方法人税の交付税原資化については、偏在是正により生じる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、その配分に当たっては地方交付税が地方固有の財源であることを十分に踏まえ、国による政策誘導とならないよう、また、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性ある偏在是正措置となるようにすること。

また、平成26年度の与党税制改正大綱において、消費税率10%段階で現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行うとされているが、この検討に当たっては、例えば消費税と地方法人課税との税源交換等の偏在是正手法も含め、偏在性が小さく、安定的な地方税体系が構築できるよう検討す

べきであり、制度の設計に当たっては国と地方が十分な協議を行いながら取り組むこと。

- (6) マイナンバー制度の導入に伴うシステム及びネットワークの構築・改修や維持管理に要する経費については、この制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

特に、国が設定した社会保障・税番号制度システム整備費補助金の上限額と、地方の見積額に乖離が生じているものについては、その原因を分析し、地方側に示すとともに、不足が生じる場合には、必要な財政措置を講ずることとし、補助金の交付についてもシステムの整備期間に配慮して、柔軟な取り扱いとすること。また、マイナンバー制度の導入に必要な公的個人認証サービスの改良に要する経費等について、必要な財政措置を講ずること。

平成26年10月20日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

地域経済の再生と国土強靱化のための基盤整備について

デフレからの脱却と経済再生に向けたアベノミクスの取組により、日本経済は経済の好循環が動き始めている。一方で、景気回復の実感は全国津々浦々に行き届かず、中国地方においても、景況感は改善傾向にあるものの実体経済への波及はいまだ限定的である。

また、人口減少や高齢化が急速に進行する中、今後も地方から大都市圏への人口移動が収束しなければ、若年女性が5割以上減少する市町村が急増するという指摘もあり、地方が消滅してしまう可能性すら生じかねず、産業振興等による地方の再生が急務となっている。

中国地方は、全国的にも優れた産業集積や、歴史や自然など豊かな観光資源等の地域資源を有している。こうした多様な地域資源を有効に活用した産業振興や観光振興などにより、地域経済の再生を進めていくことが重要である。

このためには、中国地方全体の経済・交流基盤や国際競争力の更なる強化に資するインフラの整備と機能強化、地域間ネットワークの構築が不可欠であるが、首都圏への補助公共事業予算の配分割合は増大している一方で、中国地方への配分割合は縮小傾向にあり、必要なインフラの整備が進んでいない。

また、インフラの整備や建築物の耐震化は、いかなる災害の発生時においても機能する安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」の観点からも極めて重要である。

については、地域の産業力・観光力の強化に資するとともに、災害にも強い基盤整備を進めるため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 高速道路ネットワークの早期整備

国の骨格を形成する高速道路は、経済社会の発展に不可欠な、最も基本的な社会基盤である。

しかしながら、中国地方の高速道路ネットワークには依然として山陰道をはじめとする多くのミッシングリンクが存在しており、産業・観光振興などによる地域経済の活性化と、災害に強い国土基盤を構築する上で大きなハンディキャップとなっている。

については、国において、高速道路ネットワークのミッシングリンクの解消に必要な予算をしっかりと確保した上で、事業中区間の一層の整備促進と未事業化区間の早期事業化を図ること。また、高速道路ネットワークの機能強化のため、中国横断自動車道岡山米子線など暫定2車線区間の早期4車線化を図ること。

2 高速道路の有効活用

円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興など、地域の活性化に資する高速道路の利用を促進するため、スマートインターチェンジ等の整備を促進するとともに、高速道路料金のさらなる改善を行うこと。

特に、鉄道や航空路線などの高速交通網の整備の遅れている地域にとっては、既存の高速道路の利活用は産業・観光などの地域の活性化や都市のネットワーク化に与える影響が大きいことから、地域の実情に応じたきめ細かな料金割引施策を講じること。

なお、これらの実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、影響を受けるフェリー等の公共交通機関に対して、十分な対策を講ずること。

3 地域高規格道路等の整備促進

大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を担うとともに、高速道路ネットワークと一体となって地域の交流・連携の強化や広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資する地域高規格道路や主要な国道・地方道の整備促進のため、所要の予算を確実に確保すること。また、予算の配分に当たっては、社会資本整備総合交付金をはじめとする国費の配分基準を明確にした上で、整備が遅れている地方に重点的に配分すること。

4 社会資本の適正な維持管理と防災・減災対策の推進

(1) 国土の強靱化を推進するため、住民の命と暮らしを守る事前防災・減災対策と暮らしの安全・安心等について地域の実情に即して確実に取り組むことができるよう、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について国において確実にその予算確保を行うとともに、社会資本整備が遅れた地域に十分配慮するなど地方の実情に即した配分とすること。

(2) 国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、施設の維持管理に係る国庫補助対象の大幅な拡大や地方財政措置の拡充などを実施し、社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を

支援すること。

- (3) 地方における防災・減災等に資する社会資本整備の状況等を踏まえ、地方が必要とする社会資本の整備や維持管理を着実に実施できるよう、確実な財源確保を行うとともに、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即した配分とすること。

5 高速鉄道網の整備

災害に強い国土づくりを進めるとともに、鉄道機能をより発揮するため、高速鉄道網の整備を進めるべく、調査に早急に着手するなど、整備の実現に向けた進捗を図ること。

6 港湾の整備促進等

- (1) 中国地方の産業の国際競争力の強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。

- (2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、すべての国際バルク戦略港湾選定港を「特定貨物輸入拠点港湾」に指定し、支援措置の拡充を図ること。

また、日本海側港湾の国際競争力を強化し、日本海地域の経済発展に貢献するため、「日本海側拠点港」に選定された港湾の機能の充実・強化を図ること。

7 建築物の耐震化促進

南海トラフ地震等大規模地震の切迫性が指摘される中、被害を可能な限り軽減するためには、建築物の耐震化を着実に進めていく必要がある。

特に、不特定多数の者が利用する大規模建築物等については、災害時の避難所等としての役割が期待されることから、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体の負担の大きさが課題となっている。

については、耐震改修促進法の改正に伴って必要となる大規模建築物の耐震診断及び耐震改修費用に対する国の支援及び地方財政措置の拡充や耐震

改修費用に対する国の支援の適用期限の延長など更なる支援策を講ずること。

平成26年10月20日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政

地域医療の確保について

75歳以上の後期高齢者の増加により医療や介護ニーズが大幅に拡大することが見込まれる一方、医療・介護従事者の不足や偏在が解消されず、地域医療体制は危機的状況にある。

住民が地域で安心して生活するためには、医療・介護の確保が必要不可欠である。医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた、医療・介護人材の確保対策をはじめ、地域の実情に応じた医療・介護の提供体制に係る実効性のある施策が推進されるよう、次の事項について強く要請する。

1 地域医療介護総合確保基金

- (1) 地域医療介護総合確保基金については、法律に基づき、医療・介護人材の確保や、医療と介護の連携体制の整備などに充てることとされているが、これらは長期継続的に取り組む必要があり、国は将来にわたり十分な財源を確保すること。
- (2) 地域毎に医療・介護ニーズは異なるとともに、医療・介護資源の分布状況も異なるなかで、目指すべき医療・介護の体制も地域毎に異なることから、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、柔軟な制度とすること。

2 医師の養成・供給システムの見直し

- (1) 医師不足の実態や高齢化の進展などを考慮した今後の医療ニーズの動向などを踏まえ、地域や診療科において必要とされる分野に従事する医師を計画的に養成するとともに、養成された医師を、医師が不足している地域や診療科での勤務に誘導するための仕組みを構築すること。
特に現在検討が進められている、新たな専門医制度の構築にあたっては、医師の地域偏在、診療科偏在を是正するための誘導策を盛り込むこと。
- (2) 地域医療においては、総合的に患者を診る能力を有する医師が特に求められており、そうした医師を養成するため、大学における指導体制やカリキュラムを充実すること。
- (3) 奨学金の貸与を受けた医師や地域卒出身医師が今後増えていくことから、地域の医療機関においても充実した研修が受けられ、キャリアアップを図ることができるよう、研修環境や指導体制の充実に向けた支援策を講じること。
- (4) 大学で一定の医師を確保し、へき地医療機関等へ供給できるよう、大学勤務医師に対する処遇の改善を行うこと。

3 医師・看護職員を支える環境づくり

- (1) 医師不足の地域や診療科の勤務医に対する処遇改善等を図るための支援策を講じること。
- (2) 女性医師の出産・育児による離職を防止するとともに復職を支援し、仕事と育児が両立できるように、必要な財源措置も含めた就労環境の整備・充実を図ること。
- (3) 「第7次看護職員需給見通し」を踏まえて、看護職員の養成、離職防止、再就業促進等の取組に対する財政支援の充実など、地域医療を支える看護職員の安定的な確保対策を講じること。
- (4) 勤務医・看護職員の過重勤務解消に向け、医療の現状や医療機関毎の役割等について、受療者である国民の理解と協力を得るための広報・啓発を強化すること。

4 臨床研修制度の見直し

- (1) 制度全般の見直しに際しては、地域医療提供体制の確保のため、地方の厳しい医師不足の現状を考慮し、都市・地方の医師の偏在が解消されるよう各都道府県の臨床研修医の募集定員の適正化を図ること。
- (2) 大学医学部の地域枠卒業生の地域への定着を図るため、臨床研修病院のマッチング対象定員枠とは別に、都道府県による地域枠卒業生を対象とする定員枠の設定を認めること。

5 奨学金制度の運営

大学医学部入学定員枠の拡大に当たり、奨学金制度の創設が義務付けられた。また、自治体によっては独自制度を設け、医師の養成に取り組んでいる。このような奨学金制度の運営に係る経費について、地方財政上の措置を拡充すること。

平成26年10月20日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政

「危険ドラッグ」の撲滅について

「危険ドラッグ」は、合法あるいは脱法といった触れ込みで若年層を中心に急速に広がり、使用者の心身を蝕むだけでなく、意識障害により交通事故を引き起こすなど、地域社会へ多大な害悪をもたらしている。

「危険ドラッグ」は、麻薬や覚醒剤以上の危険性が指摘されているところであり、一刻も早く、その流通・使用を阻止し、撲滅することが安心で健全な地域社会を守るために不可欠である。

国では、薬事法に基づく指定薬物の迅速な指定、同法に基づく指定薬物疑い物品の検査命令等の行政処分を適用するほか、取締りを強化するなど、対策に乗り出しており、9月に岡山県と山口県で中国四国厚生局と地元警察とが合同で、危険ドラッグ販売店を摘発、経営者を検挙した結果、9月22日時点で中国地方では販売店が「ゼロ」となるにいたった。

しかし、県民が、インターネットや近隣府県の販売店から購入することは依然可能な状態であり、国として、抜本的に「危険ドラッグ」対策を強化することが急務であり、次の事項を要望する。

1 抜本的な規制強化への取組

一部自治体においては、危険ドラッグを規制するための条例を定め、法律の規制に加えて取締りに乗り出しているが、本来、こうした規制は国において全国一律で実施されることが基本である。

国は、従来の手法にとらわれない法改正を含めた抜本的な規制強化を図ること。

2 「危険ドラッグ」の危険性の啓発強化

主に若年層に向けて、受け入れられやすい広報媒体や手法を活用して、「危険ドラッグ」の危険性についての効果的な広報啓発を継続的に実施するなど、一層強化すること。

3 検査体制の構築・強化

検査について、地方衛生研究所と国の検査機関（国立医薬品食品衛生研究所等）との役割分担、民間の検査機関も含めた連携の在り方を検討し、連携体制を構築するとともに、地方衛生研究所等における検査体制の整備、検査技術向上のため、ハード・ソフト両面の支援を行うこと。

4 製造・販売に対する取締りの強化

相次ぐ危険ドラッグ製造工場の摘発事件については、氷山の一角ともみられ、地方都市部も含めてこうした小規模な製造所が潜伏している可能性があるため、関係機関の情報共有、連携により取締りを強化すること。

また、インターネットを利用した危険ドラッグの販売に関し、強制力をもって指導できるような法整備、法解釈の運用を徹底すること。

5 原料薬物の国内への流入阻止

「危険ドラッグ」撲滅のためには、その原料物質の供給を断つことが不可欠であり、これらが主に海外から流入している現状を鑑み、法規制薬物に該当しない物質を含めた危険ドラッグの原料物質について、税関における監視強化等、水際対策を強化すること。

平成26年10月20日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政

第50回関西広域連合委員会について

平成26年11月27日
企 画 課

10月29日(水)に和歌山市内(ダイワロイネットホテル和歌山)で開催された「第50回関西広域連合委員会」の概要は、次のとおりです。

1 日 時 平成26年10月29日(水) 10:50~12:20

2 出席者 井戸連合長(兵庫県)、仁坂副連合長(和歌山県)、飯泉委員(徳島県)、
西嶋副委員(滋賀県)、山下副委員(京都府)、植田副委員(大阪府)、塚本副委員(京都市)、
狹間副委員(堺市)、岡崎局長(鳥取県)、村上局長(大阪市)、奥田部長(神戸市)

3 概 要

〔協議事項〕

① 今冬の電力需給対策等について

- ・ 今冬の電力需給見通しについて関西電力(株)から説明を受けるとともに、これを踏まえた関西広域連合の対策として、関西電力管内において昨冬同様(平成22年度比7%減)の着実な節電の実施を呼びかけること等を確認した。

② 「まち・ひと・しごと創生本部」に対する提案について

- ・ 「まち・ひと・しごと創生本部」に対する提案の第二弾として、東京一極集中からの脱却や地域活力の再生などの具体的な政策の提案を行うことについて協議し、決定した。(10月31日に、関係省庁へ発出済み。)

③ 「関西文化の取組を踏まえた東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムの推進」に係る国等への要望・提案について

- ・ 東京オリンピック・パラリンピック大会の文化プログラムについて、早急に専門委員会を設置して計画を策定するとともに、その中に関西の取組を十分盛り込むよう求めることなど、国等へ要望・提案することについて協議し、決定した。(11月12日に、山田委員(京都府知事)から山本文部科学大臣政務官に提出済み。)

④ 平成27年度国の予算編成等に対する提案について

- ・ 国の平成27年度予算編成の時期を捉え、地方分権改革の推進や社会基盤の構築、危険ドラッグ対策の充実強化など国の予算編成等に対する提案を行うことについて協議し、決定した。(11月21日に、関係省庁へ発出済み。)

〔報告事項〕

① 危険ドラッグ対策に係る国への提言等について

- ・ 危険ドラッグ対策の充実強化を求める提言活動を、10月7日に赤澤内閣府副大臣及び橋本厚生労働大臣政務官に対して行ったこと等について、報告があった。
- ・ また、兵庫県が制定する危険ドラッグ対策の条例の紹介が行われ、あわせて本県の改正条例が11月17日に施行されることについて報告を行った。

② 関西広域連合トッププロモーションについて

- ・ 11月19~22日に、ビザの緩和で訪日客が大幅に増加しているタイ及びマレーシアにおいて、井戸連合長、山田委員等によるトッププロモーションを実施することについて報告があった。(本県からは、林副知事が参加。)

「まち・ひと・しごと創生本部」に対する提案

人口減少社会に対応して地方創生に取り組む「まち・ひと・しごと創生本部」での戦略の策定に際しては、中央集権的な全国一律の発想ではなく、地方の主体的な取組を重視し、それを下支えするため、地方目線での方策が立案されることを期待する。

関西広域連合は、東京一極集中からの脱却を図り、国土の双眼構造への転換による「この国のかたち」の再構築を念頭に、様々な広域課題に取り組んでおり、このような歩みを進めることこそが地方創生につながる。政府において、地方が自らの実情に即して主体的に行動できる仕組みをつくるため、関西広域連合は、地方を創生する政策の方向を明確にし、特に重要と考える施策について、下記のとおり提案する。

記

1 東京一極集中からの脱却

東京一極集中からの脱却を図るため、各地域の主体的な取組への支援や国土の双眼構造への転換等を基本に、関西広域連合は、地方への移住・定住を促進し、関西圏域の持続可能な地域構造モデルの方向を明確にすることとし、各地域が、適宜、これを踏まえた魅力ある地域づくりを行っていただけるよう、以下の施策を提案する。

【提案施策】

○人・企業・大学・政府機関の地方分散の促進

- ・企業の本社機能等の地方への分散配置の促進（東京以外の地方の法人税率の負担を低くするなど税制上の優遇措置の創設等）
- ・地域活性化や人口の流出抑制を目的として、府県や市町村が個人住民税及び法人住民税を引き下げた場合の国による減収補填
- ・試験研究機関、研修機関等の政府機関の積極的な地方への移転
- ・首都圏の大学、試験研究機関等の地方移転に対する支援制度の創設
（工学系、農学系など地方に研究資源が豊富にある分野の首都圏大学キャンパスの地方移転や地域課題の解決を命題とした学部の新設、首都圏と地方圏の大学の単位互換制度の導入（包括協定等）等）

○国土の双眼構造への転換の促進

- ・リニア中央新幹線東京～大阪間の全線同時開業への支援
- ・関西の首都中枢機能のバックアップ拠点への位置づけ
- ・関西の空港や港湾の相互連携、空港・港湾と主要都市をつなぐ高規格幹線道路等の整備によるミッシングリンクの解消、阪神都市圏の高速道路の料金体系一元化、未整備地域への新幹線など高速鉄道網の整備等の促進

○圏域特性を活かした活性化への支援

- ・現行の「特区制度」や「提案募集方式」を進めた大胆かつ柔軟な規制・制度改革
- ・地方を支える高い技術を有する中小企業を育成するため、国による積極的な科学技術開発支援の拡充
- ・巨大地震に備えた津波避難困難地域解消のための高台移転などの地域改造等、災害に強いまちづくりへの支援
- ・外国人観光客向け基盤整備への支援（医療通訳、多言語表記、消費税免税制度の充実）

＜基本的な考え方＞

(1) 首都圏への人口流出を食い止める各地域の主体的な取組への支援

東京一極集中からの脱却を図るには、地方主導で国土構造を変えていくことが必要である。人口の地域的偏在に対して、各地方自治体は、各地域が主体的に地域活性化に取り組むような仕組みを、政策的に構築する。

国は、これらに対し効果的な支援を行うことや、各地域の競争力の向上による繁栄及び格差是正などの環境づくりに努めること

(2) 効率性、経済性から心の豊かさを追求する成熟社会のモデルへの支援

人口減少社会では、各地域は東京の経済力をもとに繁栄させるといったピラミッド型の考え方、効率性、経済性のみを重視する成長モデルからの転換が問われている。関西は、都市と農山漁村が近接する特徴を有する日本の縮図と言える。

これまでの成長モデルとは異なる人々の心の豊かさを重視する新たな成熟社会のモデルを想定し、支援制度を構築すること

(3) 国土の双眼構造への転換と圏域特性を活かした活性化への支援

国は、主体的に国土の双眼構造への転換を図るとともに、地域資源などを活かした観光・文化の振興、地域の支えとなる技術力のある中小企業の育成など、各々の圏域の特性を活かした活性化の取組を促進する規制・制度改革を実現すること

(4) 首都圏の機能の地方分散

首都圏に集中する企業や大学等の地方分散を促進するとともに、試験研究機関や研修機関など、政府機関の積極的な地方への移転を促進すること

＜関西広域連合が企画・調整する政策の方向＞

－地方への移住・定住支援－

- 東日本大震災以降高まりを見せる若者の田園回帰志向、さらに高齢者の都心回帰や田園回帰志向などを踏まえ、二地域居住や世代に応じた移住など居住の流動性を高めるモデルを提示する。
- 大都市・拠点都市、ニュータウン、多自然地域とともに、高齢者、生産年齢、年少人口のバランスのとれた地域の中で、多世代が交流する持続可能な地域構造モデルを提示する。

－新首都「関西」の実現－

- リニア中央新幹線東京～大阪間の全線同時開業、首都機能バックアップ拠点の関西への位置づけなど、国土の双眼構造への転換を先導する。
- 世界的に価値のある歴史・文化遺産、地域固有の資源などを活かした観光・文化の振興、産業基盤の強化による中小企業等の競争力強化、高度専門人材の確保・育成を促すしくみの構築など、圏域特性を活かした活性化の取組を先導する。

2 地域活力の再生

地域活力の再生を図るため、都市の戦略的形成や多自然地域での心豊かなライフスタイルモデルへの支援を基本に、関西広域連合は、高齢化が進むニュータウンや人口減少が著しい多自然地域等における地域構造とライフスタイルモデルの方向を明確にし、各地域が、適宜、これを踏まえた魅力ある取組を行っていただけるよう、以下の施策を提案する。

【提案施策】

○地域活力の再生に対する総合的な支援

- ・住民が主体的に取り組む地域活性化への支援制度の創設
(住民主導による土地利用等の計画策定やアンテナショップの開設など都市との交流事業等の具体取組への助成、地域づくり協力隊の充実など人的支援等)
- ・二地域居住など高齢者の多様な住まい方と子育て世代への住宅提供、さらに子育て世代への経済支援等につながる「リバースモーゲージ制度」活用時の資産価値の下落等のリスクに対する公的保障制度の創設

○大都市・拠点都市の戦略的な形成への支援

- ・再開発ビルの建設・改修や入居を支援する税制度等の充実
- ・ニュータウンの再生に関する支援制度の創設
(多様なサービスの提供主体の活動拠点となる施設整備・改修に関する規制緩和等)

○多自然地域での心豊かな暮らしへの支援

- ・個人の希望に応じた若者、高齢者のU I Jターン等地方への移住・定住に対する支援制度の充実
- ・空き家の改築等に対する支援制度の創設や空き家の適正管理等を促す税制上の措置等
- ・公衆無線LAN環境や光ファイバーケーブルの整備
- ・公共交通のネットワークの構築、維持、高度化への支援制度の充実
- ・都市部との教育環境格差是正のための支援制度の創設
- ・地方におけるテレワークやサテライトワークといった新しい働き方の事例提供と支援策の構築
- ・地方での新たなチャレンジを支援するための創業支援制度の創設
- ・新規就農者等への住居、農地、施設・機械等を貸与する支援策への助成制度の創設
- ・植物検疫条件の早期合意など、農林水産物の輸出拡大に向けた取組の推進
- ・特産品の6次産業化・ブランド化の推進に対する支援制度の充実
- ・魅力ある林業の展開・人材育成に対する支援制度の拡充及び森林整備加速化・森林再生事業の拡充
- ・既存の過疎、半島振興等の条件不利地域の振興策の強化(交付金及び起債制度の充実)

<基本的な考え方>

(1) 暮らしを支え経済を持続可能にする大都市及び拠点都市の戦略的形成への支援

大都市は、2050年までに他地域よりも急速な高齢化の進行、高度経済成長期に整備したインフラの一斉更新などの多様な課題に向き合う必要がある。

人々の暮らしを支え、経済を持続可能にする大都市や拠点都市を戦略的に形成するため、各都市特有の需要に応じた支援制度を構築すること

(2) 多自然地域での心豊かな暮らしを実現するライフスタイルモデルへの支援

地域活力の再生には、田園回帰志向の高まりを捉え、田舎暮らしを希望する者の移住促進、多自然地域で豊かに安心して暮らせる地域づくりの推進といった視点が重要である。

人口減少社会における新たなライフスタイルモデルの実現に対する支援制度を構築すること

<関西広域連合が企画・調整する政策の方向>

－大都市・拠点都市の戦略的形成－

- 東京圏の各企業の関西への移転を支援するため、大阪、京都、神戸という3大都市の連携と分担のもと、世界屈指の科学技術基盤や世界的な大学・研究機関などを活用し、グローバルな視点で、関西経済の活性化に取り組むしぐみを提示する。
- 一定の時期に一定の階層を集めたニュータウンで激増する高齢者の志向を踏まえた多様な住まい方を支援し、居住地の選択と集中も視野に、多世代が交流する地域構造とライフスタイルモデルを提示する。

－多自然地域での心豊かな暮らし－

- 効率性のみに着目した画一的な中心地域へ居住地集約的手法を選択せず、交流を通じ、各地域の集落が持つ多様な意義を見出すことに着目する。

各地域が、地域資源を磨き、都市との交流を深めるなかで実現される都市からの移住を起爆剤に、魅力ある集落をネットワークでつなぎ、6次産業化等、ローカルな視点で地域経済の活性化に取り組む多自然地域の地域構造とライフスタイルモデルを提示する。

(ライフスタイルモデル例)

- ・ 豊かな自然に恵まれた多自然地域において、ICTの発展を背景に都市並みの生活をし得る基盤が整うことから、若者をはじめとした人々が、ゆったりと子育てをしながら、6次産業化やICTを活用した企業活動に取り組む。
- ・ 元気な高齢者が、自らの選択に基づき、菜園付住宅や貸し農園などを活用し、健康長寿や災害時対応につながるような自然と共生した暮らしを営む。

3 少子化対策の抜本強化及び多様な主体が活躍できる社会の構築

少子化対策の抜本強化等を図るため、国・地方が総力を挙げるとともに、コミュニティ再構築への支援や女性をはじめ、多様な主体の社会参加や若者の就業支援への基盤づくりを基本に、関西広域連合は、ライフステージごとに切れ目のない少子化対策とコミュニティ再構築のしくみの方向を明確にし、各地域が、適宜これを踏まえた魅力ある取組を行っていただけるよう、以下の施策を提案する。

【提案施策】

○ライフステージごとの一貫した切れ目のない支援制度の充実

- ・ 地域の実情とライフステージに応じた、思い切った子育て負担軽減策の実施（学校教育の充実、地方が独自に取り組む結婚支援策や周産期医療体制の整備、地域ぐるみの多様な子育て支援、仕事と育児の両立支援等）
- ・ 「地域少子化対策強化交付金」の大幅増額及び対象要件の緩和並びに恒久的制度の確立
- ・ 3人以上の子どもを持つ世帯に対する負担軽減（幼児教育・保育料無料化等）
- ・ 小規模放課後児童クラブへの支援の充実（補助制度にある人数要件の撤廃等）

○コミュニティ再構築への支援

- ・ 防災、介護、生活支援、子育て支援、都市・農山漁村交流、移動支援等のコミュニティが担う多様なサービスをワンストップで提供する「地域づくり主体」の立ち上げ及び運営に対する総合支援制度の創設（初期投資や安全・安心サービスの提供など公共的な要素が強いサービス運営への重点的な財政支援、高齢者による高齢者への生活支援や地域づくり協力隊の充実などの人的支援）

○超高齢社会への対応

- ・ ICTを活用した高齢者が安心して住める環境づくりへの支援制度の充実（遠隔医療システムの整備、ICT利用による高齢者の位置確認、地上デジタル放送や情報通信基盤の利活用に加え、マイナンバーなども活用した災害情報システムの整備等）
- ・ ICTを活用した高齢者の働く場の充実
- ・ 地域別、診療科別需給状況等、都道府県ごとの地域実情を踏まえた医学部入学定員増など、国の責任による医師の適正な配置がなされる仕組みの構築
- ・ 医療提供体制の地方への権限移譲（地域の実情に応じた病床の確保に関する権限、健康保険法及び国民健康保険法に基づく保健医療機関の指定・指導権限）
- ・ 地方への移住を希望する都市の高齢者に対応できる制度の充実（介護保険「住所地特例」の拡大等）

○多様な主体の社会参加・就業支援の基盤整備への支援

- ・ 女性や高齢者が働く環境の基盤整備や若者をスポイルしてしまう採用システムの見直しなどの推進
- ・ 地域における男女共同参画社会に向けた風土づくりや、長時間労働の是正などのワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ、仕事と子育てなどの家庭生活を両立できる仕組づくりについて地域の実情に合わせた施策展開を継続的に支援するための「日本の未来を創る女性活躍応援基金」の創設

＜基本的な考え方＞

(1) 少子化対策の抜本強化

少子化の問題は、すでに多くの地方において顕著に現れており、このままでは近い将来、地方の多くが消滅しかねない。若い世代が安心して結婚し子育てのできる環境整備を早急に講じなければならない。

今こそ、思い切った政策を展開し、地方とともに総力を挙げて少子化対策の抜本強化に取り組むこと

(2) コミュニティ再構築への支援

コミュニティを再構築することは、人口減少社会下の重要な戦略であるが、女性や若者が大都市へ流出し、人々が疎に暮らす地域や、急速な高齢化により独居高齢者が増加する地域においては難しい。

高齢者介護や生活支援サービス、元気な高齢者の社会参加、子育て支援、若者の就業支援の仕組の具体的な方向、働き方の見直しによる現役世代の地域コミュニティへの参加促進など、コミュニティ再構築について、支援制度を構築すること

(3) 女性、高齢者、障がい者の社会参加及び若者の就労支援に対する基盤整備への支援

人口減少に立ち向かい、地域の活力を高めていくためには、女性、高齢者、若者、障がい者等が社会を支える役割を担うことが重要である。

女性、高齢者、障がい者の社会参加及び若者の就労支援に対する基盤整備への支援を講じること

＜関西広域連合が企画・調整する政策の方向＞

－ライフステージごとに切れ目のない支援－

- 3人目を産み育てることのできる環境づくりを視野に入れ、ライフステージごとに幸せな家庭生活を描けるシームレスで総合的な支援のしくみを提示する。

－キーパーソンを中心としたコミュニティの再構築－

- 地域内外にネットワークを有するキーパーソンを中心に、行政、民間、住民が参画・協働し、既存の組織とも連携した地域づくりを実施するワンストップ組織を確立し、地域の目標を掲げ、持続的に運営することによって、コミュニティが再構築されるしくみを提示する。

4 地域の施策を支援する仕組みづくり

地域の施策を総合的に支援する仕組みについて、以下の施策を提案する。

【提案施策】

○地域再生を総合的に支援する制度の創設

- ・自由度の高い特別な地方債「地域再生事業債（仮称）」の発行とその元利償還金に対する交付税措置を行う制度の創設
- ・地方目線に立った自由度の高い交付金「まち・ひと・しごと創生推進交付金（仮称）」の創設

○地方の声を反映させる仕組みづくり

- ・地方の意見、提案を積極的に政策に取り入れるための仕組みの創設

<基本的な考え方>

(1) 地方創生を推進する自由度の高い財政支援策の創設

地方創生を推進するためには、地域がそれぞれの実情に即した施策を効果的に実施する必要があることから、地方にとって自由度の高い財政支援策を講じること

(2) 地方の声を反映させる仕組みづくり

地方創生を推進するためには、地域の多様なニーズに対応できる施策展開が必要であることから、地域の活性化に取り組んでいる地方の取組を十分に踏まえること

平成26年10月29日

関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏	三(兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉	伸(和歌山県知事)
委 員	三日月 大	造(滋賀県知事)
委 員	山 田 啓	二(京都府知事)
委 員	松 井 一	郎(大阪府知事)
委 員	平 井 伸	治(鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉	門(徳島県知事)
委 員	門 川 大	作(京都市長)
委 員	橋 下	徹(大阪市長)
委 員	竹 山 修	身(堺市長)
委 員	久 元 喜	造(神戸市長)

第96回近畿ブロック知事会議について

平成26年11月27日
企 画 課

10月29日に和歌山市で開催された「第96回近畿ブロック知事会議」の概要は、次のとおりです。

- 1 日時及び場所 平成26年10月29日(水) 15時15分～17時40分
(ダイワロイネットホテル和歌山 4F グラン (和歌山県和歌山市))
- 2 出席者 **【知事】** 和歌山県(会長)、兵庫県、鳥取県、徳島県
【副知事】 福井県、三重県、大阪府、滋賀県、京都府、奈良県
- 3 概 要
 - (1) 国への提案要望
 - ① 広域インフラの整備促進
 - ・国土強靱化や地方創生の基盤づくりの観点から、山陰自動車道、山陰近畿自動車道等の高速道路網の整備促進、山陰新幹線・四国新幹線などの高速鉄道網の整備促進、地方空港の路線拡充
 - ・日本海側のガスパイプライン整備の促進、メタンハイドレート等の新エネルギー資源に係る研究開発の促進や国としてのエネルギー政策の検討
 - ② 防災対策の促進
 - ・南海トラフ地震等発災時の津波避難困難地域の早急の解消のため、高台移転などの事前の防災対策への支援措置の創設
 - ・頻発する土砂災害への対策として、早急な土砂災害特別警戒区域の指定のための制度の見直し、防災情報の提供方法の改善
 - ③ 農林水産業の振興
 - ・米価下落等に係る農業者への経営支援対策として、主食用米を飼料用米として出荷した場合の支援制度の創設、減収に対する補填の充実
 - ・燃油高騰に伴う農林漁業者への経営安定対策として、軽油引取税課税免除措置の継続等
 - ・分収造林事業の抜本的対策として、林業公社への貸付に係る日本政策金融公庫の利率引き下げ等の金融政策の実施や、森林整備補助制度の拡充、県営化した分収造林事業への特別交付税措置
 - ④ 地方創生の促進
 - ・地方目線での地方創生を推進するため、地方への分散を推進するための税制の導入、地方創生の基盤づくりのための地方再生事業債の創設
 - ・地域づくり事業の継続・拡充、国が検討している地域ごと創生交付金(仮称)の増額
 - ⑤ 少子化対策
 - ・地域少子化対策強化交付金の恒久化・拡充、贈与税非課税制度の拡大などの切れ目のない支援体制づくり、第3子以降の保育・教育費用の無償化等
 - ⑥ その他
 - ・旧地方有料道路について、地方の裁量により維持管理を目的とした料金設定できるよう規制緩和
 - ・マイナンバー制度導入に伴うシステム・ネットワークの構築・改修・維持管理経費の国による十分な財源措置

(2) 意見交換

○ 訪日観光誘客対策について

近畿圏での外国人向けの高速道路等の周遊割引導入に向け、京都府を中心にNEXCOWest等の関係機関に働きかけていくことが合意された。

(3) その他

鳥取県から、「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」の改正による危険ドラッグの規制強化について説明し、近畿圏を危険ドラッグ立入禁止とするよう、危険ドラッグ規制に共同して取り組んでいくことについて呼びかけた。

全国知事会議について

平成26年11月27日
企 画 課

11月7日（金）に開催された全国知事会議の概要は、次のとおりです。

1 政府主催全国知事会議（場所：総理大臣官邸）

安倍内閣総理大臣出席のもと、地方創生を主要なテーマとして、内閣総理大臣と知事との懇談が行われた。

（1）地方創生に関する安倍総理の発言

- ・地方創生は国と地方が二人三脚で進めることにより、初めて成果が得られるものであり、地方と丁寧に議論しながら全力で取り組んでいきたい。
- ・地方自らが政策目標を設定し、自ら効果検証を行うことを前提にやる気のある地方に対して必要な支援を行うとともに、女性の活躍推進と少子化対策は安倍内閣の最重要課題であり、長時間労働の抑制をはじめとする働き方の改革や待機児童解消などの子育て支援の充実にしっかりと取り組みたい。
- ・東京一極集中の是正は重要であると認識しており、地方から東京圏への人口流出、特に若い世代の流出に歯止めをかけ、地方に住み、働き、生活したいと考える人々の希望を実現していきたい。

（2）その他の事項に関する安倍総理の発言

- ・地方分権改革に関する提案募集について、地方からの提案の実現に最大限取り組むとともに、農地転用に係る事務・権限の移譲についても精力的に検討していく。
- ・地方税財政について、地方財政計画に必要な経費を適切に計上し、地方が自由に使える一般財源をしっかりと確保していく。
- ・頻発する異常気象による災害の発生を踏まえ、ハード、ソフトを適切に組み合わせた総合的な防災対策に政府一丸となって取り組む。

2 全国知事会主催全国知事会議（場所：都道府県会館）

政府主催の全国知事会議に先だって全国知事会主催の全国知事会議が開催され、総理や閣僚に対する提言・要望の内容・方向性等について協議した。

（1）地方創生について

人口減少時代を迎え、全国知事会として地方創生に正面から取り組むにあたり、地方分権の一層の推進が必要であること、様々なレベルでの地域間連携が必要であること、国と地方が一体となって取り組むべきであること、自由度の高い交付金の創設など税財政基盤の確立が必要であることなど施策の実効性を確保するための基本事項に加え、結婚・出産・子育て支援や地方へのひと、企業、大学、政府機関等の移転など具体的な政策提言を盛り込んだ提言をとりまとめた。

（2）平成27年度予算、地方財政対策及び税制改正について

年末の予算編成に向け、地方の安定的な財政運営を確保するため、一般財源総額の確保、歳出特別枠の堅持、臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保、法人実効税率を引き下げることによる場合の代替財源の確保などについて盛り込んだ税財政に関する提言をとりまとめた。

また、全国知事会に関連して、平井知事が委員長を務める総合戦略・政権評価特別委員会において、衆議院解散総選挙をにらみ、地方創生をはじめ全国知事会が求める政策課題が各政党の政権公約に適切に盛り込まれるよう要請活動を行っていくこととする方針をとりまとめ、11月20日（木）に主要政党に対し申入れを行った。

今後、全国知事会として各政党の政権公約の内容を評価し、結果を公表する予定。

政党出席者	全国知事会出席者
【自由民主党】 松本 政務調査会長代理	平井委員長（鳥取県知事） 飯泉副会長（徳島県知事）
【公明党】 榊屋 政務調査会長代理	平井委員長（鳥取県知事） 尾崎次世代育成支援対策PTリーダー（高知県知事）
【民主党】 福山 政策調査会長 野田 政策調査会副会長	平井委員長（鳥取県知事） 飯泉副会長（徳島県知事）
【維新の党】 柿沢 政務調査会長	平井委員長（鳥取県知事） 飯泉副会長（徳島県知事）

※上記のほか、次世代の党、日本共産党、生活の党、社会民主党、新党改革、太陽の党に対しても全国知事会事務総長等による申入れを行った。

地方創生のための提言

～地方を変える・日本が変わる～

平成26年10月16日
全国知事会

1 基本姿勢

【人口減少をめぐる情勢】

我が国は本格的な人口減少局面に入った。長く続いた少子化の影響で、出生数はもちろん、社会・経済の担い手である現役世代全体の人口が減少している。これに伴って、地域においては、働き手の減少、消費者の減少、地域コミュニティの担い手の減少が同時に起こっている。これが地域経済の活力を奪い、中心市街地や中小製造業や商業、農林業の衰退などといった形で現れている。

加えて、グローバル経済の深化に伴い、地方も世界的な競争の中に置かれ、大量生産型の製造業が海外へと展開し、国内の産業構造がサービス産業を中心とする形へと変化していく中で、人口の多い都市部に雇用の場が集中し、これが地方から都市部に向けた若者の人口流出を招き、地方の人口減少に拍車をかけている。

一方で、高齢者は増加し続けている。平均寿命伸長の結果、医療・介護のニーズが高まる75歳以上の高齢者の人口は今後も増加し続ける見通しであるが、それに応えるだけの社会資源は整っていない。

さらに、人口と表裏一体の関係にある世帯構造も変化しており、単身世帯、特に一人暮らしの中高年齢者が増加し、標準世帯とされた親子同居の家族像さえ揺らぎつつあるのが現状で、社会の形そのものが変化しつつある。

【人口減少への挑戦】

人口減少は一時的な現象ではない。劇的に出生率が回復しても、容易に出生数は増加せず、人口減少が止まるまで半世紀以上を要することは確実であり、これからの地域づくりは人口減少を前提に考えざるを得ない。21世紀の地方自治体が直面する最大の課題が人口減少であり、今後の地方行政のテーマは、まさしく「人口減少への挑戦」である。

人口減少対策は大きくいって、二つの柱からなる。

一つは、人口減少自体を将来的に解消しようとする「人口減少そのものへの挑戦」である。このためには、出生数減少の原因の正しい分析を踏まえ、出生率を高め、出生数の増加を維持し続けるためのあらゆる手立てを長期的に講じる必要がある。

もう一つは、人口減少が少なくとも向こう半世紀以上は避けられないことを正

面から受け止める「人口減少社会への挑戦」である。即ち、人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応するとともに、地方から都市部に向けた一方的な人の流れを地方に向けて変えることである。このため、人口減少を前提に、あらゆる政策を見直し、これを将来にわたって切れ目なく継続していくことが必要である。

【地方創生の意義】

これらは、いずれも右肩上がりの社会、従来のライフスタイルなどを前提にしてきた政策の根本的な転換を図ることにほかならない。そして、人口減少時代に合わせた新たな価値観を生み出し、地域を新しく創り変え、日本全体を変えていくこと、これが構造的課題の解決としての「地方創生」の本義である。

【地方の自主性・独自性】

人口減少は都市部、地方を問わず、いずれの地域においても、時間差こそあれ、同様に進行していくが、地域によって現れる現象が異なる。人口減少を早くから経験している地域は、今後、高齢者人口が現役世代人口を上回るという局面を迎えていく。最近まで現役世代人口が増え続けてきた都市部も、やがて高齢者の急激な増加という課題に直面する。また、地域の課題は、産業構造や就業構造などによっても異なる。

それゆえに、地方創生の政策は、人口拡大局面のような全国一律、東京一極集中、キャッチアップ型ではなく、国と地方が知恵と工夫を共有しながら、地方が自主性、独自性を最大限に発揮し、それぞれの課題に応じた対策を講じることができるような形で取り組んでいく必要がある。

そのためには、独自性を発揮して、しかも息長く総合的な取り組みを続けていけるだけの確固たる基盤の確保が不可欠であり、自立した地方税財政の確立と、思い切った地方分権の推進、組織や権限の移譲が求められる。

【地域間連携】

また、人口減少対策は、全国の地方自治体の総力戦であり、相互に限られた資源と知恵を共有し、県境、市町村境を超えて連携することが不可欠である。このため、地域間連携の推進に資する支援制度などの充実が必要である。

以上の認識に立ち、我々全国知事会は、人口減少への挑戦を通じた地方創生に正面から取り組む所存であり、以下において、そのために必要な対策を提言する。

これに並行して、国にあっては、東京一極集中の是正をはじめとする国土構造の変革に真正面から取り組まれることを期待する。

2 自立的な地方創生戦略の実効性確保

(1) 自立と分権の推進

① 募集提案の確実な実施

地方が「提案募集方式」により提出した、953件の提案について、期限を付して原則実施の方向で速やかに結論を出す。

② 農地制度の見直し

地域の事情を踏まえた土地利用のため、個別の農地転用許可権限を市町村に移譲。

③ ハローワークの地方移管

(2) 地域間連携の推進

① 様々なレベルでの地域間連携を促進する制度の構築

② 集落間で補完し合う「ネットワーク・コミュニティ」の構築

③ 国、都道府県、市町村の「総合戦略」間の自立性の確保と連携のバランスに配慮

(3) 国と地方との協働

地方として、地域の実情を踏まえ、地域の自主性・独自性を最大限発揮するとともに、国の側でも構造的な改革を推進することにより、国と地方が一体となって、地方創生に取り組むべき。

このため、総合戦略の策定、関連法の執行、予算編成や交付金の制度設計、各種施策の展開などそれぞれの時点において、国と地方との徹底した対話が不可欠。

(4) 自立した地方税財政基盤の確立

① 自由度の高い交付金等の創設

○一般会計予算に「まち・ひと・しごと創生枠（仮称）」の創設

⇒5年間で5兆円程度確保。

○「まち・ひと・しごと創生推進交付金（仮称）」の創設

⇒創生枠のうち、毎年数千億円程度を、目標管理するなど地方の責任において活用できる自由度の高い交付金に充当。

○地方財政計画上の対応

⇒地方創生関連施策の地方負担分及び地方単独事業分を「地方創生枠」として地方財政計画に計上。

② 新たな税制措置の創設等

○企業の本社等の地方移転促進、若年層の経済的負担の軽減のための税制の創設

○ふるさと納税の拡充

○地域再生を総合的に支援する地方債の創設

3 政策提言

1. 育てる - 結婚・出産・子育てを支援

出生率を上げていくためには、非婚・晩婚の流れを変え、若い時期に結婚できる環境を整えるとともに、子どもを産み育てやすい地域にしていくことにより、高い挙児希望を実現していくことが必要である。

そのために、新たに経済的支援制度を設けるとともに、ライフステージに応じて地域の事情に合った少子化対策を強力かつ総合的に展開する。

例1：結婚や子育てを後押しする経済的支援制度の創設

- ・高齢者から子・孫世代への自発的な資産移転の促進（「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」等）
- ・30歳未満の有配偶者世帯に対する税制優遇措置等の実施
- ・多子世帯支援（第三子以降の保育料無償化、各種税等の免除等）
- ・子育て支援・教育バウチャーの配布

例2：地域の実情に応じた少子化対策の総合的推進

- ・ライフステージに応じて地域が独自に取り組む少子化対策を幅広く後押しするための思い切った財政支援措置

例3：女性の就労継続サポート

- ・切れ目のない就労支援の強化（育児休業の取得、復職支援等）
- ・ハローワークに「マザーズ・コーナー」を設置

2. 創る - 人口減少時代に適応した新たな仕事と雇用を生み出す

労働力人口が減少し、地域内消費のマイナス圧力が続く中では、地域資源や地元企業の技術を生かし、競争性と利益率の高い新たなビジネスを生み出していく必要がある。

そのために、地域の雇用を支える農林水産業や観光関連産業、中小企業・小規模事業者に向けた新たな商品やサービスの開発、それを生み出す創造力ある人材を育成するための集中的な支援などを行なう。

例1：世界に羽ばたく地域産業の形成支援

- ・戦略的クラスター形成の支援
- ・地域の逸品を、発掘からブランド化まで一貫サポート
- ・地方での起業を徹底支援（ICT環境整備等）

例2：第一次産業への新規就労支援（「新規就労者110番」の窓口設置）

例3：地元学生に対する地域内進学・就職促進

- ・地方大学の魅力向上
- ・地元大学に入学した際の授業料減免
- ・地元企業に就職した際の奨学金返還免除

3. 呼び込む — 新たに、ひと、企業、大学、政府機関等を地方に呼び込む

人口減少下においては、国内の他地域、海外から、人や企業、消費を呼び込むことが不可欠である。

そのため、地方への移住・定住、二地域居住の促進、企業、大学、政府機関等の分散配置、交流人口と観光消費の拡大を図る。

例1：ワンストップ型「移住・二地域居住促進センター」の設置

例2：企業・大学・政府機関等の移転促進

- ・企業が地方移転した際の税制優遇措置
- ・大学が地方移転した際の運営費交付金等の増額
- ・政府機関の思い切った地方移転と、国の出先機関の地方移管推進

例3：地方資源発掘型ツーリズムの展開（「地域の宝もの」の発掘）

4. 安らぐ — 人口・世帯構造の変化に適応し、暮らしの安心をつくる

高齢者の増加に伴う医療・介護需要の増大、世帯構造の変化に伴う家族の介護力の衰退が今後加速していくことを踏まえ、暮らしの安心を守るための拠点の整備や、高齢者にやさしいまちづくりなどを推進する。

また、地域の実情に合わせた住宅や、まちの機能の集約を図っていくための支援策を行なう。

例1：「地方創生拠点」づくり

- ・誰もが必要な支援に到達できる、集落の維持再生に向けた拠点づくり（「小さな拠点」づくり）や、ワンストップ型福祉拠点など、各地域で検討されている様々な拠点を、「地方創生拠点」として整備

例2：健康づくり・スポーツ、障がい者のためのまちづくり

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックを背景とした地域の活性化

例3：特色ある商店街再生（「シニアアーケード」「ヤングアーケード」など）

平成 27 年度税財政等に関する提案

全 国 知 事 会

平成 26 年 10 月

【総論】

I 地方分権改革の実現等に向けた地方税財源の確保・充実

政府のデフレ脱却と経済再生に向けた取組みにより、明るさを取り戻しつつあった日本経済は、消費税率引上げの駆け込み需要の反動の長期化が懸念されるなど、景気の先行きに不透明感が強まっている状況にある。また、政府の経済政策の効果が未だ十分に及んでいない地域経済は、ますます予断を許さない状況になるものと見込まれるが、国と地方が連携・協力して、地域における内需振興や投資、消費、雇用の拡大に向けて一層強力に取り組まなければ、アベノミクスの効果を地域の隅々にまで行きわたらせることは到底おぼつかない。さらに、人口減少・少子高齢化の影響は、地方における若年人口の減少などを通じて地域経済の活力を奪い、人口の流出に拍車をかける形で顕著に現れてきており、人口減少・少子高齢化は地域社会の衰退のみならず、今後の持続可能な社会保障制度の構築や財政健全化にとっても大きな課題となっている。

こうしたなか、政府は平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（以下「骨太の方針」という。）において、持続的・安定的な成長実現に向けて、50 年後に 1 億人程度の安定した人口構造の保持を目指し、少子化対策はもとより日本の未来像に関わるあらゆる分野の制度・システムの改革を進めるとする一方、国・地方のプライマリー・バランスについては、2015 年度までに 2010 年度に比べ赤字の対 GDP 比の半減、2020 年度までの黒字化目標の着実な達成を目指すとしている。特に平成 27 年度は、基礎的財政収支対象経費に関して、非社会保障経費については前年度に比べてできる限り抑制することとし、社会保障支出についても聖域なく見直しに取り組むことにより、前年度からの増加を最小限に抑えたとされ、地方財政については、地方の税収動向等も踏まえて、できる限り早期に財源不足額の解消を目指すなど、経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを引き続き進めるとされたことから、引き続き地方交付税総額や公共事業費などについて厳しい議論が行われることが想定される。

地方財政の健全化に向けた努力は、引き続き必要だが、地方税収が未だリーマンショック前の水準に回復していないなか、歳出特別枠を含めた地方歳出の一方的な削減は、景気回復に向かっている地域経済に水をさすことになり、また、住民サービスに大きな影響を与えることとなることから、行うべきではない。さらに、近年の地方歳出については、総額が抑制されるなか、国の法令等により義務的に実施する事業や高齢化等の進展等に伴う社会保障関係費の増加を、地方の給与関係経費や投資的経費などの削減で吸収しているのが実態であり、地方の懸命な歳出削減努力によるところが大きい。不可避的に増加する社会保障関係費に加え、地域経済活性化・雇用対策、人口減少・少子化対策、国土強靱化対策の必要性が高まるなかで、今後は従来のような地方の自主的な歳出削減は極めて困難な状況にある。

地方が責任をもって地域経済活性化・雇用対策や人口減少・少子化対策はもとよ

り、国土強靱化のための防災・減災事業、教育、医療、高齢者対策等の福祉などの施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。

平成 27 年度においては、国と地方が連携してこそ日本の再生が実現できるということを踏まえ、アベノミクスの効果を地域の隅々まで行きわたらせるためにも、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめ、上記のような地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すべきである。

今後、人口減少・少子高齢化に伴う福祉、医療、少子化対策や、地域経済活性化・雇用対策、国土強靱化対策など地方の増大する役割に対応し、地方分権改革を実現していくためには、国と地方の税財源配分を国と地方の役割分担に見合った形で見直すとともに、地方消費税の充実や地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。

II 税制抜本改革の推進等

1 社会保障と税の一体改革

社会保障と税の一体改革においては、今後も社会保障関係費の増加が続くと見込まれるなか、国の制度と地方単独事業それぞれのセーフティネットが組み合わさることによって、今後の社会保障制度全体が持続可能となることから、消費税・地方消費税を 5% 引き上げるにあたり、地方分として 1.54%（うち地方消費税 1.2%、地方交付税原資 0.34%）が確保されることとなり、まずは本年 4 月に消費税・地方消費税が 8% に引き上げられた。

厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を踏まえれば、国民生活や地方経済の実態について勘案した上で、税率 10% へのさらなる引上げを行うことが必要であり、そのためには今後も着実に国・地方を通じて経済状況を好転させなければならない。

また、税率引上げの際には引き続き、いわゆる「逆進性」への対策をはじめ、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（以下「消費税法等改正法」という。）において消費税率の引上げを踏まえて検討することとされた課題等について、国・地方が相互に協力し、検討を進める必要がある。

具体的な検討にあたっては、以下の点を踏まえるべきである。

(1) 低所得者層に配慮した「逆進性」への対応

消費税・地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることも踏まえて、十分な配慮が必要である。税率 8% への引上げにあたって実施された簡素な給付措置等は暫定的及び臨時的な措置であることから、今後、①所得税の税額控除と低所得者層への給付金を組み合わせた「給付付き税額控除制度」等による緩和措置の導入、②食料品等の生活必需品や特定のサービスへの軽減税率の導入、③その前提としての「インボイス方式」の導入などについて、そのメリット・デメリットを広く国民に明らかにした上で検討すべきである。

なお、軽減税率については、平成 26 年度与党税制改正大綱において、税率 10% 時に導入すること、そのため、制度導入に係る詳細な内容について検討し、平

成 26 年 12 月までに結論を得るとされ、本年 6 月には、与党税制協議会において、対象品目の線引き例と財源、区分経理など軽減税率制度導入のための課題と論点が示され、その後、関係諸団体に対するヒアリングが実施されたところである。

軽減税率の導入については、検討を要する課題が多岐に渡るため、その導入時期については慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、地方消費税や地方交付税原資が減少することから、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、地方税財源を確保する方策を同時に講ずるべきである。

(2) 中小事業者への配慮

取引上不利な地位にある中小事業者において、消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」に基づき、今後も引き続き、下請事業者に対する不公正な取引の取締りや監視の強化などの対策を確実に実施すべきである。

(3) 地方消費税収と社会保障給付水準の乖離の調整

地方消費税は地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性の小さい税ではあるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、「消費税収の社会保障財源化」の趣旨を踏まえ、消費税・地方消費税率を 10% に引き上げる際には 8% 時と同様に、引上げ分の地方消費税について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すべきである。

(4) 「人口」を重視した地方消費税の清算基準の検討

地方消費税については、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるために、各都道府県間において清算を行っている。社会保障財源を確保するため地方消費税を引き上げる経緯にも鑑み、清算基準である「消費に相当する額」について、小売年間販売額やサービス業対個人事業収入額、新たに導入された経済センサスでは正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。

(5) 税源の偏在性の是正

税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきである。

なお、地方法人課税のあり方の見直しにあたっては、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面もあることなどを踏まえ、今後の地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討が必要である。

地方消費税は地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性が比較的小さい税ではあるものの、一人当たり税収で最大 2 倍の格差が存在していること、さらに、不交付団体には社会保障給付支出の増加額を上回る地方消費税の増収が生じる一方、交付団体については、これが地方交付税の振替である臨時財政対策債の減少等により相殺されることになる結果、不交付団体と交付団体の間の

財政力格差がさらに拡大するといった課題が生ずる。偏在性の小さい地方消費税においても、このような課題を抱えていることから、今後増加する社会保障関係費の財源を確保するため、消費税・地方消費税をさらに引き上げる場合には、引上げ分の全てを国の消費税とし、そのうちの一部を地方交付税としたほうがよいのではないかという議論につながるおそれもあり、これは、地方分権の観点からは必ずしも好ましいことではない。また、地方法人特別税のように地方税を単純に国税化し、偏在是正の財源として活用することは、暫定措置としてはともかく、地方分権の観点に沿った税制のあり方としては適切ではない。大都市圏の都府県からは本来地方税の充実によって対応すべきとの意見もあるが、今後も地方分権改革を進め、地方税源の更なる充実を実現していくためには、地方消費税の引上げと併せて税源の偏在是正策を講ずることが必要不可欠である。

平成 26 年度税制改正においては、消費税・地方消費税の 8% への引上げを踏まえ、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化することによる偏在是正方策が講じられ、併せて地方法人特別税の規模を 2/3 に縮小し、法人事業税への復元が図られたところである。

平成 26 年度与党税制改正大綱においては「消費税率 10% 段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う」とされている。

このため、消費税・地方消費税の 10% への引上げの際には、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるなど、引き続き偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、偏在是正により生ずる財源については確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置とすべきである。

(6) 地方法人特別税・譲与税制度の抜本的な見直し

地方法人特別税・譲与税制度については、あくまでも暫定的な措置として導入されたものであり、その廃止等を図ることを基本として検討すべきであるが、単に法人事業税に復元するだけでは地域間の税収格差が現在より拡大すること、また景気回復に伴い法人関係税収が増加するとさらに税収格差が拡大することになるといった課題があり、現行制度が持つ偏在是正効果を十分に踏まえるべきである。

(7) マイナンバー制度の円滑な導入

マイナンバー制度については、平成 28 年 1 月からの利用開始に向けて準備が進められているが、マイナンバー制度の導入に伴うシステム及びネットワーク構築・改修や維持管理に要する経費については、この制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることがないようにすべきである。

平成 26 年度には国により社会保障・税番号制度システム整備費補助金による財政措置が講じられたところであるが、国が設定した補助金の上限額と、地方団体の見積額に乖離が生じているものについては、その原因を分析し、地方に説明するとともに、不足が生じる場合には、必要な財政措置を講ずるべきである。

2 法人実効税率の見直し

(1) 法人実効税率を引き下げの場合の代替税財源の確保

「骨太の方針」においては、「日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る」とされた。

国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、さらに、今後の人口減少・少子高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられないなかで、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源である法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えることが懸念される。

また、地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地域社会の費用について、その構成員である法人も幅広くその負担を担うべきという観点から課税されているものである。

法人実効税率を引き下げの場合には、法人関係税に係る課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないよう、恒久減税には恒久財源を確保すべきである。

なお、平成27年10月に予定されている消費税・地方消費税率10%への引上げ（消費税法等改正法第3条）という状況を踏まえると、個人住民税や固定資産税の税率引上げは住民理解を得ることが困難であり、現実的な措置ではないため、可能な限り「法人課税の中での税込中立」を優先すべきである。

(2) 外形標準課税の拡大等

法人事業税は、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていることから、法人が行う事業活動の規模に着目して課税するものであり、応益性の原則から見て外形標準課税は法人事業税の課税方式として望ましいものである。

法人事業税の外形標準課税は、法人の事業活動の規模、すなわち事業活動価値等に応じた薄く広い課税により公平性を確保するとともに、応益課税としての税の性格を明確化し、税収を安定化させる機能を持つものである。

また、外形標準課税は、努力をして成果を上げた企業にとっては、法人所得に係る税負担が軽減される効果を持ち、新規投資や新分野への進出による経済の活性化が期待でき、政府が目指す経済政策の方向性と一致するものである。なお、付加価値割による外形標準課税は、法人による給与額の増減はその分単年度損益の増減につながり、結果として課税標準である付加価値額は変化しないことや、付加価値額に「雇用安定控除」の仕組みがあることから賃金や雇用に影響を及ぼすことはなく、経済の好循環の実現に反するものではない。

よって、応益性の強化・税収の安定化のために、まずは既に外形標準課税が導入されている大法人（資本金1億円超）について、外形標準課税（付加価値割）を拡大していく方向で検討すべきである。

なお、中小法人（資本金1億円以下）への外形標準課税の拡大については、今回の法人税改革は法人の国際競争力の強化等の観点から議論が行われている

こと、地域経済の実態として中小法人を取りまく環境は依然厳しいこと、中小法人の経営に対する配慮から中小法人に係る現行の税率は低く設定されていることなどを踏まえて、慎重に検討する必要がある。

併せて、本年6月にまとめられた政府税制調査会の報告書では「事業活動規模をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本割を付加価値割に振り替えることが望ましい」とされ、また「法人住民税均等割の増額について、新たな指標の作成や区分の再検討を含めて検討すべきである」とされていることを踏まえ、中小法人の経営に配慮しながら外形標準課税（資本割）及び法人住民税均等割の見直しを進めるべきである。

（3）法人事業税及び固定資産税の損金算入

法人が納付する租税公課は、国税・地方税を問わず企業会計上は一般に費用として経理されるものであり、法人税法上は法人税、法人住民税等の一部の税目についてのみ、限定的に損金算入を否定している。

法人事業税は、その一部が所得への課税となっているものの、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うにあたって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けていることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づいて課税されるものであり、法人所得計算において損金に算入されているのは、こうした法人事業税の性格を踏まえたものである。

また、固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目し、資産価値に応じて応益的に課税する財産税（物税）であり、こうした性格を踏まえて同様に損金に算入されている。

法人実効税率引下げの代替税財源として、法人事業税や固定資産税の損金算入の廃止が検討されているが、これらの税は法人の事業活動や固定資産に係るコストであり、その応益課税としての性格に反するのではないかと懸念されることから、税制としての妥当性について十分議論し、慎重に検討すべきである。

3 自動車関係税制の見直し

自動車関係税制については、平成26年度与党税制改正大綱において、自動車取得税に関しては消費税・地方消費税10%への引上げ時に廃止することとされた一方で、自動車税に関しては消費税・地方消費税10%段階において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得ることとされ、その税込規模は、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政への影響を及ぼさない規模を確保するとされた。

自動車取得税は、道路特定財源として創設され、平成21年度に一般財源化された以降も、それを大きく上回る道路の維持・整備費の貴重な財源であり、道路や橋梁、トンネルなどの老朽化に対する安全確保が求められる今日、都道府県及び市町村の重要税源として不可欠なものとなっている。

平成27年度税制改正における自動車取得税の廃止については、他の車体課税に係る措置と併せて講ずることとされていることを踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、地方団体の意見を十分踏まえて安定的な代替税財源の確保を同時に図るべきである。

4 地球温暖化対策のための税財源の確保

地球温暖化対策は、国のみならず、地方団体、事業者及び国民が一体となって取り組むことが重要であり、CO₂ 排出抑制と森林吸収源の両面から対策を推進する必要がある。こうした観点から、地方団体においては、新エネルギー・省エネルギー技術の普及・開発や森林の整備・保全の施策等にこれまで積極的に取り組んできており、地球温暖化対策推進の上で国以上に大きな役割を担っている。今後も太陽光、小水力、地熱等の自然エネルギーの導入を促進するほか、国等と連携のうえ、電力の効率的なストックに向けた水素の活用などを更に進めていく必要がある。

「骨太の方針」においては、地球温暖化対策として森林吸収源対策等に取り組むとともに、「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、早急に総合的な検討を進める」とされている。

現在、地方団体は、国の森林整備加速化・林業再生基金等を活用し多くの事業を実施しているところであるが、基金はあくまでも臨時的な措置であることから、今後の税制改正論議を通じて、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率上乘せ分の使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保するなど、地球温暖化対策及び森林吸収源対策に地方団体が果たす役割を適切に反映した安定的かつ恒久的な地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すべきである。

Ⅲ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

1 一般財源総額の確保

偏在性の小さい地方税体系の構築を目指したとしても、地域間の財政力格差を解消することはできず、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなる。

かつて、三位一体の改革として地方交付税総額が大幅に削減されたことが、地方財政の危機に直結し、その後の地方の疲弊につながった。国の基礎的財政収支対象経費は近年、社会保障関係費の増により増加傾向である一方、地方はほぼ横ばいとなっており、社会保障関係費の増嵩分については、給与関係経費や投資的経費の自主的な削減などにより対応してきたのが実情である。今後、少子高齢化の進展等に伴い社会保障関係費がさらに増加し、加えて、地域経済活性化・雇用対策、人口減少・少子化対策、国土強靱化対策の必要性が高まるなか、従来のような地方歳出の削減は極めて困難な状況にあり、このようなこれまでの地方の自主的な歳出削減努力を十分踏まえ、今後必要となる地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映すべきである。なお、今年度の人事院勧告において国家公務員の給与制度の総合的見直しが示されたが、その対応にあたっては、平成25年度における国の主導による地方公務員給与の削減のための地方交付税総額の圧縮が再び繰り返されないようにすべきである。

平成26年度の地方財政対策では、歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算について一部縮小された一方、地域の元気創造事業を創設し、実質的には従来の特別枠の水準が確保された。近年の地方歳出は、社会保障関係費の自然増がある一方で歳出特別枠を含め同規模で推移しており、結果的に特別枠を含めて全体の所要額が確保されている状況にある。

平成27年度予算の概算要求においては、地方一般財源総額は、平成26年度地方財

政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとし、仮置きの数値としつつ、社会保障関係費の増等を踏まえ平成26年度を1.2兆円上回る61.6兆円を確保するとされた一方、出口ベースの地方交付税総額は16.0兆円で前年度比0.8兆円の減、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税総額は21.5兆円で前年度比0.9兆円の減とされた。また、地方の創生と人口減少の克服のために必要となる歳出や歳出特別枠の取扱い等については、予算編成過程で必要な検討を行うとされた。

今後の予算編成にあたっては、東日本大震災の復興財源を別枠扱いとした上で、上記のような地方財政の状況を踏まえ、社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方団体が地域の実情に沿った地域経済活性化・雇用対策や人口減少・少子化対策などを講ずることができるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すべきである。

特に、地方交付税については、成長力の違いにより地域間格差が拡大するなか、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されることが経済効果を地域の隅々に波及させるために必要であり、その総額を確保するとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すべきである。

併せて以下の取組みを進める必要がある。

(1) 中期財政計画に基づく一般財源総額の確保

「中期財政計画」においては、地方財政について、国の歳出の見直しと基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することの方針が明記された。

一方、「骨太の方針」の平成27年度予算編成の基本的考え方においては、基礎的財政収支対象経費に関して、非社会保障経費は前年度に比べてできる限り抑制するとし、社会保障支出についても聖域なく見直し、前年度からの増加を最小限に抑えたとされている。

社会保障関係費については地方においても同様に不可避免的に増加しており、国と同じくその増分について適切に地方財政計画の歳出に計上すべきである。また、社会保障と税の一体改革の実施による引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障の充実や消費税率引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増はもとより、社会保障支出以外の経費の消費税率引上げに伴う歳出の増についても、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映すべきである。

平成27年度地方財政計画策定にあたっては、従来のような給与関係経費や投資的経費の削減などによる対応は極めて困難な状況にあることや社会保障関係費がさらに増嵩することなどを踏まえ、地方が、地域経済活性化・雇用対策、人口減少・少子化対策、国土強靱化のための防災・減災事業、教育、医療、高齢者対策等の福祉等の行政サービスを十分に担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すべきである。

なお、地方の積立金が増加していることから地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、地方における近年の財政調整基金の増加は、巨額の借入金残高やリーマンショック時の税収減等を踏まえ将来の税収の変動に備えた財政運営の年度間調整の取組みの現れであり、また、地方は国

と異なり、財政・税制上の広範な権限を有していないため、大規模な災害や経済不況による税収減等不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分踏まえるべきである。地方交付税が法定率の引上げによる制度本来の運用が行われないうまま毎年度財源手当がなされるなど、財政運営上の予見が困難な状況の下、地方団体自らが基金の積立て等により年度間調整をせざるを得ないのであり、短期的な積立金の増減による歳出削減の議論は妥当ではない。

(2) 歳出特別枠の実質的な堅持

「骨太の方針」及び「中期財政計画」において、地方財政については、国の歳出の見直しと基調を合わせることでされており、特に、リーマンショック後に創設された地域経済の活性化や雇用対策のための歳出特別枠などを、経済再生に合わせ、削減する必要があるとされている。しかしながら、地方歳出は、地方財政計画ベースでは歳出特別枠を含めてもリーマンショック前とほぼ同規模であり、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や地域経済活性化等に係る歳出を地方の給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収し、また歳出特別枠で補っている状態にあると言える。そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきであり、これまで歳出特別枠が地域経済活性化・雇用対策等の財源確保に果たしてきた役割を踏まえ、引き続き堅持すべきである。仮に見直すのであればこれらの経費を通常の歳出に計上すべきであり、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組みを実施するため、歳出特別枠を実質的に堅持すべきである。

(3) 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

累増する臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきである。また、その償還額が累増していることを踏まえ、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すべきである。

(4) 偏在是正により生ずる財源の地方財政計画への確実な計上

消費税・地方消費税の引上げにあたり、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化することによって得られる偏在是正により生ずる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、その配分にあたっては、地方交付税が地方固有の財源であることを十分踏まえ、国による政策誘導とならないよう、また、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性のある偏在是正措置となるようにすべきである。

(5) 東日本大震災からの復興への対応

東日本大震災からの復興事業が遅滞することはあってはならず、平成27年度においても、国の責任において所要の財源を確保し、復旧・復興事業が着実に実施されるよう、必要な地方の復旧・復興事業費及び財源について、通常収支と別枠で確実に確保すべきである。

また、大規模な社会資本の復旧・復興等には平成27年度までの集中復興期間を超えた予算措置が必要となるものもあるため、来年度以降の予算編成に支障を来たさないよう、平成28年度以降の特例的支援の継続について、方針をできるだけ早期に示すとともに、十分な財源を確保すべきである。

2 経済状況の好転等に向けた取組み

(1) 消費税・地方消費税の引上げ

消費税・地方消費税の10%へのさらなる引上げのためには今後も着実に国・地方を通じた経済状況の好転が必要であり、6月に改訂された成長戦略の着実な実施、「まち・ひと・しごと創生本部」における地方創生・地域活性化対策、企業の増益を賃金上昇につなげ個人消費を拡大させる施策などに国と地方が連携・協力し取り組む必要がある。また、国においては、今後の経済状況等を踏まえ、地方創生のための社会資本整備や中小企業支援、子育て支援、人口減少対策等を内容とする26年度補正予算の編成についても検討すべきである。

併せて、平成27年度の地方財政計画の策定にあたっては、地方団体による地域経済活性化、景気・雇用対策とその積み重ねが日本経済に大きく貢献していることを踏まえ、アベノミクスの効果を地域の隅々まで行きわたらせ地域経済の底上げを図るために、地方が地域経済対策を十分講じられるよう、必要な地方一般財源総額を確保すべきである。

(2) 国土強靱化対策の推進及び多重・分散型国土軸の形成

近年、大規模な地震や津波、台風等といった災害が頻発し、今年も各地で集中豪雨による大規模な土砂災害が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。国土強靱化に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感をもって対策に取り組むことが不可欠である一方で、地方財政においては増嵩する社会保障関係費を捻出するため、投資的経費を削減せざるを得ない状況が続いている。

国民の生命・財産を守り、我が国の経済社会活動を将来にわたって維持・発展させるために、地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業等の地方単独事業に係る緊急防災・減災事業債を恒久化のうえ、地域の実情を踏まえ拡充するほか、新たな交付金の創設も含め、緊急性の高い対策へ集中投資し強靱化を加速するための財源を確保すべきである。

なお、住民の防災意識を高めるためのハザードマップの活用や防災訓練などソフト施策に対しての支援策も強化すべきである。

また、首都機能のバックアップを担う交流圏の形成や日本海国土軸及び太平洋新国土軸をはじめとした多重・分散型国土軸の形成など、国土構造の変革による災害に強い国土づくりのためのインフラ整備を積極的に進めるべきである。

3 基金事業等の取扱い

現在の景気回復傾向を確かなものとし、アベノミクスの効果を地域の隅々まで行きわたらせるためには、引き続き、財政的な下支えが必要である。

平成25年度補正予算において、地域の実情に応じた多様な人づくりを進め、雇用の拡大や賃金の上昇等を図るため、緊急雇用創出臨時特例基金に「地域人づくり事業」が創設されたところであるが、当該事業はもとより、森林整備加速化・林業再生基金など、既存の基金が地域の経済、産業、雇用などを下支えする効果があることや、今後の消費税・地方消費税引上げの影響を見据え、基金事業の進捗等に応じ、必要なものは基金を増額し、事業期間も延長するとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組みが可能となるよう、要件の見直しを行うべきである。

なお、人づくりや森林整備、介護・医療など既存の基金が担う事業については、国・地方を通じて継続的に取り組むべき課題であり、本来は安定的・恒久的に財源

が確保されるべきことに留意する必要がある。

IV 地方創生の推進

1 地方創生・人口減少対策のための財源確保

少子化の問題は、すでに多くの地方において、若年人口の減少により地域経済の活力が奪われ、人口流出に拍車がかかるといった形で顕著に現われている。各地方団体では住民生活を支えるために懸命な取組みを行っているところであるが、この人口減少・少子化の流れに歯止めをかけなければ、国全体の活力を著しく低下させてしまうこととなりかねない。

(1) まち・ひと・しごと創生推進交付金（仮称）の創設等

国においては、平成 25 年度補正予算で「地域少子化対策強化交付金」及び「地域女性活躍加速化交付金」が創設されたが、少子化や人口減少については、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を講じることが重要である。

このため、地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、地域の実情に応じ資金を効果的に活用できる包括的な交付金「まち・ひと・しごと創生推進交付金（仮称）」等を大胆な規模で創設し、その用途については、目標管理するなど地方の責任において、少子化対策、起業や中小企業支援、企業立地等による雇用の場の確保、農林水産業の振興、地方大学の活性化、女性の活躍促進など地方創生・人口減少の克服のための幅広いソフト事業等に活用できるような制度とすべきである。

なお、少子化対策など人口減少対策は、短期的・中長期的な観点から総合的な取組みが必要であり、国の支援措置も単年度ではなく継続的に講ずるべきである。

(2) 「地方創生・人口減少対策費（仮称）」の創設

地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための地方施策を拡充・強化する歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すべきである。

2 人口減少対策等に資する新たな税制措置

少子化等の厳しい現状を抜本的に改善し、地方創生を推進していくには、幅広い分野での思い切った政策の展開が不可欠であり、特に税制については、地方への人の流れをつくる制度、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みが必要であり、企業の地方移転の促進、地方への定住・半定住や三世同居・近居の促進、子や孫への資産移転の促進、所得税・住民税における配偶者控除や扶養控除のあり方、空き家対策など、今後、幅広く検討する必要がある。

特に次の事項については平成 27 年税制改正において実現する方向で検討すべきである。

(1) 企業の地方移転を促進する仕組み

東京圏から地方へ本社等の移転等を行う企業（本社機能の一部移転や研究開発拠点の立地等を含む。）に対する国税・地方税の軽減制度の創設など

(2) 子育て等に伴う経済的な負担を軽減する仕組み

現行の教育資金等を対象とした贈与税の非課税制度について要件の緩和や手続きの簡素化、対象資金の拡充などを図り、結婚資金や子育て資金を対象とした恒久的な贈与税の非課税制度「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」の創設など

3 ふるさと納税の拡充

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資する効果も期待されることから、控除額の上限の引上げや手続きの簡素化など制度の拡充について、住民税の持つ負担分任の性格を踏まえつつ検討すべきである。

なお、寄附に対する謝礼としての特典の提供については、制度本来の趣旨等を踏まえて、節度ある運用がなされるよう、そのあり方について検討する必要がある。

4 地域再生を総合的に支援する地方債の創設

人口減少対策など地域再生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進するため、特別な地方債の発行とその元利償還金に対する交付税措置を客観的かつ公平な基準等に基づき行う新たな制度を創設すべきである。

V 課税自主権の活用等

1 課税自主権の積極的な活用

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方団体の財政状況を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

地方分権改革を進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要がある。地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を活かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権のさらなる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

2 課税自主権の拡大をはじめとする地方の自由度の拡大

地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等は認められているものの、実際の適用には高いハードルがあり、神奈川県臨時特例企業税条例を違法・無効とした平成 25 年 3 月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方団体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたことを踏まえ、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の見直しの検討を進めるべきである。

その観点からも、平成 24 年度税制改正において導入された「地域決定型地方税制特例措置」については、地方の自主性を尊重するため、地域の実情に応じて適用の

拡大を図る方向で検討することが適当である。

VI 国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。平成 27 年度地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とするとともに、「地方税財政分科会（仮称）」を設置し、地方の意見を適切に反映すべきである。

【各論】

I 地方税制度（個別税目）の見直し等

1 個人住民税の充実確保

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有している。所得税から個人住民税への 3 兆円の税源移譲により、従前にも増して地方の基幹税目として重要なものとなっていることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めるべきである。

2 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人の事業活動を支える地方団体からの様々な行政サービス等に対して法人が応分の負担をするという原則に基づくものであり、地方団体の重要な税源である地方法人課税についての安易な縮減などはすべきではない。

3 法人事業税における収入金額課税制度の堅持

電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

4 日本銀行の国庫納付金の課税対象化

日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とすること。

5 社会保険診療報酬に係る課税特別措置の見直し

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直し（所得計算の特例及び医療法人に対する軽減税率の適用の撤廃）を行うこと。

6 個人事業税の課税の仕組みの見直し

個人事業税については、多様化する事業形態に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列举方式の見直しなど、課税の仕組みを抜本的に検討すること。

7 不動産取得税の特例措置の見直し

不動産取得税については、都道府県の貴重な財源であることから、標準税率引き下げの特例措置等を見直し、その安定的確保を図ること。

8 たばこ税の税率引上げと地方分の確保

国民の健康保持の観点からたばこの消費を抑制するため、たばこ税の税率を引

き上げる際には、国と地方のたばこ税の割合が従来から1：1であることに十分留意し、引き続き、地方分の財源を堅持すること。

9 軽油引取税の課税免除措置

今年度末に適用期限が到来する軽油引取税の課税免除措置については、既存の免除対象の事業活動への影響に十分配慮したうえで、軽油引取税が道路特定財源から一般財源化された経緯等を踏まえ検討すること。

10 固定資産税の安定的確保

固定資産税については、地方団体の重要な基幹税目であることから、平成27年度の評価替えにあたって、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、様々な軽減措置を見直すことなどにより、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税については、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課するものとして定着しており、創意工夫により地域活性化に取り組んでいる市町村の貴重な自主財源を、国の経済対策のために削減するようなことはすべきではなく、現行制度を堅持すること。

11 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、道路や上下水道、廃棄物処理等の地方団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるものであり、ゴルフ場所在地における財政需要を賄う重要な税源であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、堅持すること。

II 地方交付税制度の見直し等

1 地方財政計画における財源不足額の適切な算定

地方財政計画上、地方交付税の算定基礎となる財源不足については、増嵩する社会保障関係費のほか、地域経済を取り巻く環境が極めて厳しい中、「日本再興戦略」を踏まえた諸課題への対応や地方創生・人口減少の克服のための歳出などを確実に積み上げるとともに、経済情勢を的確に踏まえて税収額を見込むなど、適切に算定すること。

2 義務的経費の交付税算入不足の解消

警察官や教員の給与費等の義務的経費について、基準財政需要額が決算額を下回る算入不足を解消するよう基準財政需要額を適切に積み上げること。

3 地方単独事業に対する確実な財源措置

近年、社会保障関係費が増加する一方、地方単独経費は抑制されているが、地方の厳しい経済雇用情勢を踏まえ、自主的な施策に必要な経費を適切に措置するため、少子高齢化の進展に伴い増加する社会保障に係る地方単独事業はもとより、それ以外の地方単独事業についても適切に財政需要を積み上げ、所要額の確保を図ること。

4 地域の実情に応じた適切な財政需要の確保

社会資本整備の地域間格差や、条件不利地域、大都市といった多様な条件を抱える地方公共団体の実情を踏まえ、必要となる投資的事業等の財政需要を適切に確保すること。

5 超過負担の解消

本来の負担割合を超えて地方が多額の負担を強いられている超過負担については、必要な法整備や所要の国費の確保を行うことなどにより、速やかに解消を図ること。

6 公営競技納付金制度の延長

地方公共団体金融機構から地方公共団体に対する貸付は、公営競技施行団体からの納付金を積み立てた地方公共団体健全化基金の運用益の活用等により、財政融資資金並みの低金利となっており、財政状況の厳しい地方公共団体にとって必要不可欠なものとなっていることから、平成27年度で期限切れとなる公営競技納付金制度については、公営競技施行団体の経営状況にも配慮しつつ、延長を図ること。

衆議院議員総選挙政権公約に向けての全国知事会の対応

平成 26 年 11 月 19 日
総合戦略・政権評価特別委員会

衆議院議員総選挙に向け、今後各政党においてマニフェスト策定作業が本格化することが予想されることから、地方創生の実現に向けた政策課題が各政党の選挙公約に適切に盛り込まれるよう、各政党への要請活動等を行ってまいりたい。

また、各政党が政権公約を公表した後は、各政党の政権公約に対する評価及び公表を行うこととしたい。

1 対応の基本方針

(1) 政党要件を満たす全政党を対象として要請活動等を行う。

→全国知事会が各党へ求めている項目（別添各党要請文参照）

- ・自民、公明、民主、維新（衆参国会議員30名以上の政党）を中心に実施
- ・その他各党に対しても適宜、事務局等による対応を含め要請を実施

※政党要件…国会議員5人以上または国政選挙で2%以上の得票を得たもの

(2) 各党への要請活動等の結果を踏まえ、各党の政権公約に対する評価を行う。この度の選挙は政権選択選挙であり、これまでと同様、今回の評価にあたっては点数評価により実施する。

(参考) H25参議院議員通常選挙 …公約評価(定性評価=コメントによる評価)を実施

H24衆議院議員総選挙 …公約評価(点数評価)を実施

H22参議院議員通常選挙 …公約評価未実施

H21衆議院議員総選挙 …公約評価(点数評価)を実施

＜実施方法＞

- ・原則として、各党が公表した「衆院選政権公約」を評価対象として、本委員会の委員それぞれが、評価コメントを付して点数評価を実施
- ・各党の公約が出揃わないことも想定されるため、全国知事会の要請事項に対する各党の見解を別途求めることとし、各党からの回答も評価対象とする
- ・各委員の点数評価は、政権公約評価基準を参考に実施
- ・全国知事会としての評価は、各委員がそれぞれ行った評価結果を委員長県が集計し作成

(3) 流動的な政治状況に的確に対応する。（野党各党の選挙協力体制、政界再編等に留意）

(4) 上記3点を踏まえ、会長及び委員長の判断により、適期・適切に対応する。

2 想定スケジュール

期日	政治日程	全国知事会日程
11月	18日	首相解散表明
	19日	総合戦略・政権評価特別委員会
	20日	各党への申入れ
	21日	衆議院解散
	26日	要請事項に対する各党の見解回答期限
	～	政権公約評価の実施（～27日）、公表（29日）
12月	2日	総選挙公示
	14日	総選挙投開票
		会長コメント

国・地方が一体となった日本再生の実現を！

～地方から日本を元気にする～

平成 26 年 11 月 全国知事会

我が国は人口減少時代を迎え、これまでの右肩上がりの社会、従来のライフスタイルを前提とした政策からの根本的な転換が求められています。現下の地域がおかれて
いる危機を共有し、政治的空白を必要最小限にとどめ、人口減少社会における諸問題
を克服し、地域を新しく創り変え、日本全体を変えていくために、国・地方で一致協
力して取り組むべき下記の重点項目について、政権公約に盛り込んでいただくよう、
強く申し入れます。

なお、これまでの国政選挙と同様に政権公約に対し当会としての評価を行い公表し
ていくことを予定しておりますので、御理解、御協力いただきますよう、よろしくお
願い申し上げます。

1 地方創生の推進

(1) 一極集中の是正

地域の実情を踏まえ、地域の自主性・独自性を最大限発揮して地方創生に正面か
ら取り組む地方を支援するとともに、東京一極集中の是正をはじめとする国土構造
の変革に真正面から取り組むこと。

企業の本社・研究開発拠点等の地方移転を促進する思い切った税制措置など大胆
な施策により、地方への移住・定住、二地域居住の促進、企業・大学・政府機関等
の分散配置、交流人口と観光消費の拡大を図り、地方への新しい人の流れを創るこ
と。

くらしの安全を守り、高齢者にやさしいまちづくりを推進するため、地方拠点都
市のみならず、中山間地域等においても地域が有する個性を活かした地域づくりを
促進すること。

地方創生を推進するにあたり、地方が大胆な対策を講じるための自由度の高い交
付金を十分な規模で創設するなど、所要の予算措置を継続的に行うこと。

(2) 少子化対策等の推進

結婚資金や子育て資金を対象とした恒久的な贈与税の非課税制度など結婚や
子育てを後押しするための新たな経済的支援制度の創設、ライフステージや地域の
実情に応じた少子化対策、女性の活躍促進を強力かつ総合的に展開すること。

(3) 地域経済の再生

地域の雇用を支える農林水産業や観光関連産業、中小企業・小規模事業者に対する支援を強化するなど、地域に仕事をつくるための地域経済活性化策を講じること。

2 地方分権の推進

地方創生を強力に進めるため、提案募集方式による地方からの提案の実現や、これまで地方が強く求めてきた農地制度の見直し、ハローワークの地方移管など地方分権改革の取組を一層推進すること。

3 緊急地域経済対策の断行

アベノミクスによる景気回復効果の地方の実体経済への波及はいまだ限定的であり、地方の中小企業・小規模事業者にも行き渡らせるための施策を講じるなど、地域の実情に応じた地域経済・雇用対策の取組を伴走支援すること。

円安を背景に原材料価格の上昇や電気料金などエネルギーコストの上昇が中小企業・小規模事業者や農林水産業、観光関連産業の経営に影響を及ぼしており、早急に、景気の腰折れを防ぎ、地方の消費を喚起する緊急経済対策を十分な規模で講じること。

4 ナショナルミニマムの確保

活発な地域間競争を促進するとともに国土の均衡ある発展を進めるうえで必要となる社会資本整備などのナショナルミニマムを確保すること。また、給与制度の総合的見直しに伴い官民を通じて地域間格差の拡大が懸念される給与水準の問題など、ソフト面を含め地域間格差を是正するよう適切な措置を講ずること。

広域的なりダンダンシーを確保するため、高速交通網の整備による日本海国土軸、太平洋新国土軸や北東国土軸など、多重型国土軸による相互補完型の新たな国土構造を構築すること。

頻発する異常気象や、今後発生が見込まれる南海トラフ地震等の大規模災害から国民の生命・財産を守るため、ハード・ソフトが一体となった事前防災・減災対策の充実を図ること。特に発災の予測が難しい集中豪雨や火山噴火等による土砂災害対策など緊急性の高い対策への集中的投資を行うための緊急防災対策を講じること。

5 持続可能な社会保障制度の構築

人口減少・少子高齢化の進行に的確に対応した持続可能な社会保障制度を構築するため、必要な財源を確保するとともに、地方との十分な協議を行うこと。

国民健康保険の見直しに当たっては、財政上の構造問題の解決に向け、後期高齢者支援金への全面総報酬割の導入により生じる財源を優先的に活用することはもとより、抜本的な財政基盤強化の具体策を、追加国費の規模も含めて一刻も早く提示すること。

2025年までにさらに約100万人必要とされている介護人材の確保に向けて具体的かつ実効性のあるプランを早急に策定するなど総合的な対策を計画的に実行すること。

子ども・子育て支援新制度など子どもを産み育てやすい社会を実現するために必要な施策については、地方財政措置も含めて必要な財源を確保し、着実に実行すること。

その上で、消費税・地方消費税を10%とする道筋を明確に示すこと。

6 地方安定財源の確保

社会保障費の自然増や地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきた状況を踏まえ、歳出特別枠及びそれに伴う別枠加算を堅持するとともに、地方財政計画に必要な歳出を計上し、地方一般財源を充実すること。

国と地方の役割分担に応じて税財源の配分を見直すとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地方の自主財源を拡充すること。

法人実効税率の引下げを行う場合には、地方の歳入に影響を与えることのないよう恒久減税には恒久財源を確保するとともに、外形標準課税の拡大を検討するにあたっては、まずは大法人の拡大を検討し、中小法人への拡大については慎重に検討すること。

消費税・地方消費税10%への引上げ時の自動車取得税の廃止を行う場合には、地方に減収が生じないよう安定的な代替税財源の確保を同時に図ること。

7 東日本大震災からの復興の加速化等

東日本大震災からの復興を加速化するため、東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束、国による被災自治体への人的支援の強化、集中復興期間後も含めた十分な復興財源の確保、産業の復興及び雇用対策の促進など被災地の復興支援に強力に取り組むこと。あわせて発電施設から系統設備への接続対策などの課題について早急な対策を講じ、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速すること。

鳥取・広島両県知事会議の開催について

平成26年11月27日
企 画 課

鳥取県、広島県が両県に共通する課題について意思疎通を図り、広域連携に取り組む体制を構築するため、昨年度に引き続き、第4回鳥取・広島両県知事会議を開催しました。概要は以下のとおりです。

- 1 開催日時 平成26年11月17日(月) 13:30～14:30
- 2 開催場所 モンベル大山店 2階 ギャラリー(鳥取県西伯郡大山町)
- 3 出席者 平井鳥取県知事、湯崎広島県知事 ほか
- 4 主な結果

(1) 中国地方の防災体制の強化

今夏の広島市の土砂災害を踏まえ、両県間の防災部局の人的交流を進め、災害時に迅速に連携できる基盤を作っていくことを確認するとともに、局地豪雨を観測する高性能レーダーの設置推進を国に対して求めていくこととした。

(2) 広域観光の推進

両県のサイクリングコース(ツール・ド・大山コース〔鳥取県〕、しまなみ海道サイクリングロード〔広島県〕等)について、外国人観光客の受け入れ体制の構築やルートの案内板や路面表示など統一的なデザインの拡充について連携して取り組んでいくことを確認した。また、新たなサイクリングのルートについて、中国地方全体や広島県と愛媛県に跨るしまなみ海道を含めた広域のルートを検討していくこととした。

今秋、中国5県のアンテナショップが東京に出そろったことを受け、各店を周遊するような企画を検討していくことについて確認した。

(3) 地域の特色を活かした子育て支援の推進

現在、鳥取県が導入に向けて検討を進めている「森のようちえんの認証制度」について、広島県においても豊かな自然の中での活動や遊びを通しての創作活動など様々な体験活動を行う森のようちえんの取組を進めているところであり、その認証制度についても一緒に検討していくことを確認した。

(4) マイナンバー制度に係るシステムの共同調達

国民に番号を割りあてて、納税や年金に関する情報を一元管理するマイナンバー制度について、広島県、岡山県が両県で取り組むシステム整備に鳥取県も参加する方向で検討していくこととした。

(5) 高速道路ネットワークの整備促進

両県に跨る、整備が遅れている江府三次道路・鍵掛峠道路の早期整備及び山陰道など中国地方のミッシングリンク解消に向けて、両県が協力して国に働きかけていくこととした。

【参考：森のようちえんの視察】

両県知事会議の開催に先立ち、自然豊かな地域の特色を活かし、自然体験活動を基軸とした子育て支援の取組である「森のようちえん h u g h u g」の視察を両県知事が行った。

県政参画電子アンケート報償品(図書カード)の二重送付について

平成26年11月27日
県 民 課

県政参画電子アンケートの年度初回回答者へ報償品として送付している図書カード(500円分)について、既に送付済みの方に対し誤って再度送付する等の事案が発生しましたので報告します。

1 経緯(端緒)

10月20日(月)に、アンケート会員の方から「アンケート初回回答のお礼として、別日に図書カードが2通届いた」との内容の電子メールが届き、直ちに事実確認に着手した。

2 事実確認結果と対応

会員別の回答回数を再集計し、報償品送付者リストとの照合を行った結果、10月3日(金)に発送した報償品に次の誤りが判明した。

(1) 既送付者に対する二重送付・・・・・・・・・・・・・16件

二重送付をお詫びするとともに、全アンケート終了後に回答回数に応じて送付する報償品から控除(相殺)することをご理解をいただいた。

(2) 送付すべきでない方(回答0回)に対する誤送付・・・・・・2件

誤送付をお詫びするとともに、今後のアンケート回答を促し、報償品交付基準に沿って対応させていただくことをご理解いただいた。

(3) 送付すべき方への未送付・・・・・・・・・・・・・4件

謝礼の送付が遅れたことをお詫びするとともに、速やかに報償品を送付した。

3 原因

会員別の回答回数を管理しているエクセルデータの集計(手作業)を行う際に、新規登録会員の入力漏れ等による行ずれを起こしてしまい、会員の回答回数が正確に反映できなかったことによる。

また、送付時に送付者リストと既に送付済みのリストとの突合を行っていなかったことも一因。

4 再発防止策

会員及び会員別の回答回数を手作業で行う現在の管理方法を改め、アンケートシステム上で管理できるように改修を行う。

また、送付時に送付者リストを既に送付済みのリストと突合することを徹底する。

<参考>県政参画電子アンケート報償品交付基準

① 会員登録後最初のアンケートに回答した時点で、500円の図書カードを交付

② 全アンケート終了後、年間のアンケート回答実績に応じて図書カードを交付

(3~5回 500円 6~8回 1,000円 9回以上 1,500円)

③ 全アンケートに回答した者に対しては、①②に加え500円の図書カードを交付

※ 今年度送付時期・・・7月、8月、9月、10月、12月(予定)、3月(予定)

「とっとり県民の日」に係る取組実績及び県政参画電子アンケート等の調査結果について

平成26年11月27日
鳥取力創造課

県民が鳥取県について学び、ふるさと鳥取に愛着と誇りを持ち、県民の一体感を高めるよう、とっとり県民の日である9月12日の前後に、教育委員会・市町村・民間事業者等と連携して、次のとおり各種事業を実施しました。

また、県民の方の県民の日についての認識等を確認し、事業の効果測定を行うとともに、今後の取組を検討するため、県政参画電子アンケート及び学校アンケートを実施しましたので、その結果を報告します。

1 県民の日の取組実績について

(1) 公立学校における「とっとり県民の日」一斉取組の実施

「とっとり県民の日」の当日に、公立小中高校・特別支援学校で児童・生徒が鳥取県及びとっとり県民の日等について学ぶ一斉取組を実施した。

<取組例>鳥取県検定の実施、全校集会での校長講話、放送委員による校内放送

(2) ふるさと「とっとり」講師派遣事業の実施

児童・生徒等へ鳥取県の歴史や地域の魅力を伝え、ふるさとへの愛着心を高めるため、専門的な知識を有する講師を学校に派遣し、鳥取県の成り立ち等について授業等を実施した。

授業：鳥取市立用瀬小学校 6年生(33人)、鳥取市立千代南中学校1年生(42人)

講演会：鳥取敬愛高等学校 全校生徒(330人)

(3) 学校給食で統一メニューの提供を実施

県内の給食を提供する小学校、中学校、特別支援学校139校において、県民の日にちなみ、県の特産品を使った共通メニュー「砂丘らっきょうのピリ辛そばろ」を提供した。

(4) 図書館等におけるパネル展示

ア 7カ所の学校図書館及び市町村立図書館において、鳥取県の成り立ち等を説明したパネルを展示した。

イ 県立図書館において、鳥取県再置に係るパネル、資料等を展示した。

(5) イオンモール鳥取北における県民の日記念イベントの実施

9月12日から15日までの4日間で次のイベントを実施した。

※期間中のイオンモール鳥取北の来店者数は、約10万人。

- ・県内業者による県産品(食品)の販売
- ・県民の日をPRする館内アナウンス
- ・鳥取市レクリエーション協会によるゲーム体験等のステージイベント実施
- ・とりアートとの連携による伝統芸能等の演技披露
- ・鳥取県の歴史、市町村、観光名所等のパネル展示 等

(6) 各種媒体による広報展開

ア 2商工会議所、7市町の広報誌に記事を掲載した。

イ ファミリーマート(65店舗)、ポプラ(54店舗)でパンフレットの配架を行った[8月1日~9月30日]

ウ 県の広報媒体を活用したPRを実施した。

県政だより[9月1日]、夢ひろば[9月3日]、新聞広告[9月6日、7日]

県政テレビ番組[9月6日]、電光掲示板[8月1日~9月12日]

テレビスポット72本[9月1日~12日]、ラジオスポット30本[9月1日~12日]

(7) 県立施設等の無料開放[9月12日~15日]

区分	県立	市町村立	計
無料開放施設	9(11)	20(9)	29(20)
料金割引施設	1(1)	1(1)	2(2)

※無料開放期間、料金割引期間は施設によって異なる。()は前年度数字。

※県立無料開放施設の2減は、屋内プール(鳥取・米子)の工事中によるもの。

2 県政参画電子アンケートの調査結果について

(1) 調査の概要

- ア テーマ 「とっとり県民の日」について
- イ 期間 平成26年9月29日～10月17日
- ウ 対象 県政参画電子アンケート会員 487名
- エ 回答 412名 (回答率 84.6%)

(2) アンケートの主な結果 (※ () は、前回 (平成21年度) 実施した際の数値。)

ア 県民の日の認知度

県民の日を認知していたのは約半数。
5年前と比べて約20%増加した。
地域別では、西部より東部の認知度が高かった。

知っていた 52.2% (34.4%)
知らなかった 47.8% (65.6%)

【地域別認知度】

区分	知っていた	知らなかった
東部	62.1%	37.9%
中部	50.7%	49.3%
西部	44.0%	56.0%
県外	16.7%	83.3%

イ 関連事業等の認知度及び参加実績

関連事業や施設の無料開放を認知していたのは 40.7% (33.5%)
「うち、知っており、参加・利用したことがある」 8.7% (7.6%)

ウ 参加したいイベント (※複数回答可)

特産品のフェア、展示即売会 66.7% (63.9%)
コンサートや郷土芸能などの公演 46.4% (34.0%)

エ 県民の日のあり方

今後も継続すべき 37.1% (28.0%)
ないよりあった方がよい 41.0% (41.2%)

3 学校アンケートの調査結果について

(1) 調査の概要

- ア テーマ 「とっとり県民の日」について
- イ 期間 平成26年10月1日～10月31日
- ウ 対象 公立の小・中・高・特別支援学校の中から抽出した44校に在学する次の児童・生徒
小学校6年生、中学校2年生、高等学校2年生、特別支援学校は障がいの種別により対応
(参考：県内公立学校の在学者数 59,982人、学校数 224校 H26.5.1現在)
- エ 回答 児童・生徒 3,330人 (回答率93.7%)
学校 44校 (回答率100%)

(2) アンケートの主な結果

ア 児童・生徒アンケート

(ア) 県民の日の認知度

55%の児童・生徒が県民の日を認知していた。
地域別では、東部より西部の認知度が高かった。

(イ) 県民の日を知ったきっかけ (※複数回答可)

学校で教えてもらった (74.3%)
テレビ・ラジオで聞いた (20.5%)、家族から教えてもらった (17.4%)

(ウ) 鳥取県への愛着度は、「好き」、「どちらかと言うと好き」と答えた人が68.9%

好きな理由：きれいな海や川などの自然環境に恵まれている (67.2%)

(※複数回答可) 梨やカニなどおいしいものが豊富にある (55.6%)

嫌いな理由：遊園地やコンサートが少ない (75.8%)

(※複数回答可) 汽車やバスの便数が少ないなど交通の便があまりよくない (59.1%)

【地域別認知度】

区分	知っていた	知らなかった
東部	43.3%	56.7%
中部	58.8%	41.2%
西部	64.6%	35.4%
全体	55.0%	45.0%

イ 学校アンケート

(ア) 一斉取組は、全ての学校で実施されており、朝礼時等を利用して担任から県民の日について説明、鳥取県にちなんだクイズの実施が多かった。

(イ) 県民の日に公立学校を休業日とすることに賛成 (25.6%)、反対 (41.9%)

賛成の理由：児童・生徒が県民の日を覚えやすくなる、関連事業に参加しやすくなる

反対の理由：県民の日に関係する内容を授業で取り入れたりした方がより効果的

9月は祝日や運動会といった行事も多く授業時間の確保が難しい

